

LIBRA

2015年 4月号

〈特集〉

勤務弁護士の実情

〈インタビュー〉

第29回 東弁人権賞受賞 高柳友子さん

〈クローズアップ〉

2015年度 役員紹介



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2015年4月号

特集

02 勤務弁護士の実情

- 1 勤務弁護士座談会
- 2 所長弁護士インタビュー
- 3 新規登録弁護士対象 弁護士就業状況アンケート 集計と分析

インタビュー

22 第29回 東京弁護士会人権賞 受賞 **高柳 友子**さん

クローズアップ

26 2015年度 役員紹介

ニュース&トピックス

- 30
- ・2014年度 外国人支援団体との交流会
 - ・英国王立刑事施設視察委員会 (HMIP) の委員をお迎えして
—英国の視察官が見た日本の刑務所と入管収容施設の現状—
 - ・公益通報者保護法の改正に向けて
—シンポジウム「『情報』をめぐる二つの保護法」の開催—
 - ・2015年 香港法律年度開始式に参加して
 - ・沖縄視察
 - ・集団的自衛権にノー！ かながわ大集會に8000人が参加

連載

- 42 常議員会報告 (2014年度 第11回)
- 44 今, 憲法問題を語る
第46回 「女の平和」1.17国会ヒューマンチェーン報告 杉浦ひとみ
- 45 秘密保護法解説
第18回 シンポジウム「動き出した秘密保護法—検察, 裁判所に
この法律の暴走が止められるか?」開催! 出口かおり
- 46 近時の労働判例
第28回 最高裁判所第1小法廷平成26年10月23日判決
(広島中央保健生協(C生協病院)事件) 中野 真
- 48 刑弁でGO!: 第60回
・東京三合同研修「取調べ録画時代の弁護活動～録画に負けない
弁護活動, 録画を生かす弁護活動～」を受講して 永里桂太郎
・録音・録画が実施された事件における弁護活動 牧田 史
- 50 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第71回 法律事務所のセキュリティ環境 高橋洋平
- 51 性別にかかわらず, 個性と能力を発揮できる弁護士会を
第8回 日弁連及び東弁で, 育児期間中の会費免除制度が
開始・拡充されました 坂野維子
- 52 via moderna: 第56回 インハウスロイヤーに聞く
vol.2 住友生命保険相互会社 奥田沙綾香/聞き手: 小出 薫
- 54 わたしの修習時代: 湯島2期…「司法の危機」時代の青春 25期 酒井 幸
- 55 66期リレーエッセイ: 登録1年とこれからと 関 彩香
- 56 心に残る映画: 『シティ・オブ・ゴッド』 吉田譲二
- 57 コーヒーブレイク: ラジオ・リスナーの軌跡 柳田恭兵
- 58 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 60 会長声明
- 68 インフォメーション

勤務弁護士の実情

2006年5月に第1回新司法試験が実施され、同年11月より新制度による司法修習が始まってから、今年で9年目を迎えることとなった。

新規登録弁護士の多くは、既存の法律事務所に勤務弁護士として就職し、事件処理の経験を積んでいくというステップを踏むが、近年の弁護士人数の増加に伴い、司法修習生の就職活動の在り方等にも変化が生じている。

これらの状況を踏まえ、本特集では、昨今の勤務弁護士の実情を明らかにするため、勤務弁護士として執務する会員の座談会と、勤務弁護士を雇う所長弁護士へのインタビューを実施した。

また、新規登録弁護士が置かれた状況をデータの面からも明らかにするべく、新進会員活動委員会において、2007年から2012年にかけて実施されたアンケート集計の分析結果を執筆いただいた。

(寺崎 裕史)

CONTENTS

- 1 勤務弁護士座談会
- 2 所長弁護士インタビュー
- 3 新規登録弁護士対象
弁護士就業状況アンケート 集計と分析

1. 勤務弁護士座談会

出席者

- A 会員：60期代後半／所属弁護士3名の事務所勤務
- B 会員：60期代後半／所属弁護士2名の事務所勤務
- C 会員：60期代後半／所属弁護士10名以上の事務所勤務
- D 会員：50期代後半／所属弁護士20名以上の事務所勤務

1 入所のきっかけ等

— まず、今の事務所に入所することとなったきっかけについてお聞かせください。

[A] 私は、弁護修習でお世話になったというのが入所のきっかけになります。当時は、就職先が二回試験前後ぐらいまでは決まらずに、弁護修習でお世

話になった今の事務所の弁護士に声を掛けていただいて、入所することになりました。

[B] 私は事務員からやっております、修習が始まる前から、よかったらうちという話はずっといただいていて、私もそのつもりでおり、そのまま入所したというきっかけです。

[C] 私は法科大学院である分野のゼミを履修したこ

と等をきっかけに、その専門分野に関わるお仕事がしたいと思い、就活を通じて、更にそこに絞りたいという思いを持ちまして、ゼミの先生にご紹介をお願い等して、入所することになりました。

【D】 私は弁護士会の合同就職説明会にも行ったのですが、それと別で、大学の先輩に相談して、ここに事務所訪問してみたらと言われたところへいくつか行って見て、その中で一番業務の内容に興味を持って、弁護士とも何か気が合いそうだなと思ったところを選んだという感じです。

—— ネットで就職先を探したことはありますか。

【A】 私は結構ネットを見ていて、書類は何通か出しました。いろいろな話を聞いていると、何百通と来るので、そこから次へ進むというのも厳しいようです。途中から面接に呼ばれるようになったりはしましたが、採用が1人、2人という狭き門なので、このままずっと続けるのがいい就活なのかどうか、当時悩んでいました。

—— 今の所属事務所に就職しようと決めた志望動機はいかがですか。

【B】 私は気心は知れていたのがありまして、仕事観に共感できたというところが一番大きかったかなと思います。個人の家事事件で離婚事件が多い事務所です。そういう個人の方と向き合って、一つ一つ解決していくというところが、私もやりたいなと思ひまして、入りました。

【C】 私は、事務所の理念に惹かれていて、もともと一番あこがれを持っていた事務所だったことが大きな動機です。

【D】 私は、この分野をやりたいというのははっきり決まらずに、修習でやるような民事訴訟や紛争解

決もやりたいけれども、企業関係の法務もやってみたいなという思いもありました。今の事務所は、見た中では比較的、規模が大きくて、いろいろな案件が大きいものも含めてありそうだなということと、あといろいろな修習期の弁護士がバランスよくいて、比較的にみんな長く勤める傾向にあって、ですのおそらく働きやすい環境なのではないかなと感じたというのが入所のきっかけですかね。

【A】 私は、事務所の弁護士の人柄というか、相性がいまいかなというふうに思ったのと、もともと一般民事をやりたかったので、自分がやりたい分野と事務所の仕事と一致しているというのがありました。あとボスを見ていて、盗めるところがいっぱいあるなと思ひまして、そういった部分に惹かれたというのがあります。

—— 実際に事務所に入ってみた感想はいかがでしたか。

【B】 弁護士という身分が変わったところで、扱いが厳しくなった面もありますが、それだけ責任が重いということも自覚できています。

【C】 私は、もともと専門分野に関連するバックグラウンドがあるわけではないので、大変なことになるだろうなと想定はしていたんですが、やはり具体的にやってみて、想像以上に大変ではあります。

【D】 私はあまり期待と違っていた部分はなく、思ったとおりの経験をできているという感じです。でも案件は楽しんで入ってくるものではなくて、中にいる弁護士が多大な努力をして獲得しているのだなというのを実感したというのがあります。

【A】 私も、一般民事について持っていたイメージとそんな懸け離れた印象ではなかったんですけど、実際に見ているだけと、やるのではだいぶ違いました。実際にはすごく大変だなと思ひましたが、日々飽きないなという感じもしています。

2 事務所内での指導

— 所属事務所内では、こういった形で指導を受けておられますか。

[B] 基本的には仕事の処理方針は任せてもらえていますので、まず自分でできるだけ起案して添削してもらって、直すべきところがあれば直して、また再添削してもらいます。方針で迷った場合には普通に聞いていますが、基本的にイニシアチブはこちらに投げられているので、自分で考えてやっております。

[C] 顧問先からメールで入ってくるご相談が基本的には多いので、最初のころはボスを経由して振ってもらって、ボスのチェックを受けて返してという感じでした。直接自分にメールをいただいたりすると、こういうのが来たのでやりましたと見せて、チェックを受けて返してというような形で処理しますが、基本的にまだ最後のチェックはお願いしている状況です。

ボスに聞くまでメールの返信もできないということにはさすがにないですが、法律的なアウトプットをするときは、基本的にチェックを受けています。

[D] うち、案件ごとにいろいろなパートナーと仕事をするので、人によって細かく見る度合いは全然違うというような感じでしたね。

[A] うちが一番最初から事件に関わる時は打ち合わせと一緒に入って、その後、そのまま私個人で担当するという形になった場合は1人で進めます。ただポイントになる個所であったり注意するところは最初にご指導していただいて、書面等を自分でまず全部作って、提出する前にチェックしてもらおうということが多いです。

期日は基本的に全部1人で行って、打ち合わせ等は事前に一応させてもらいます。ただ、期日の際にその場で問われることの対応などは自分の判断でやって、後で事後的に報告するという形ですね。

— Cさんは、BさんやAさんの指導の方法を聞いて、自分と違うなと感じますか。

[C] 違う点があるとすれば、事案にもよるんですが、本当に専門的な分野の問題になった場合には特に事前にこういう方針なんじゃないか等とだいぶヒントをいただいて、分からなければ自分からまた指導をお願いしてというのはわりと逐一あるのかなと思います。

[A] ちょっと話は脱線しちゃうかもしれないんですけど、うちは個人事件は自由で、ボスに見てくださいと言えば見てくれるんです。

でも当然お忙しいので、なかなかつかまえられず、そのときは全部自分で判断して出さなければいけません。気楽な部分はあるものの、すごく難しい部分になってくると不安だなというのは正直あります。なので、チェックしてもらって、その都度直すのはちょっと手間だなと思う部分もあるんですけど、その分、安心感があると思います。

— DさんはAさんやBさんのようなパターンを聞いてどう思いますか。

[D] 規模が小さい事務所でボスが1人だと、個々の新人が持っている案件をそのボスが1人で全部管理できるから、業務量の調整をしてくれやすいんじゃないかなと思いました。

— 業務で困ったことがあるときは、どんな感じで対応されていますか。

[A] まずはボスに相談するというのが一番だと思うんですけど、あとは事務手続きだったら事務員さんに聞くことが多いです。その悩んでいるものに一番詳しい人に取りあえず聞くという感じで、同期や先輩の弁護士にすぐ電話します。

ボスがいないことが多いので、わりと外に聞くこと

が多い気がしています。

【B】 私もほぼ一緒です。相談相手がどうしてもつかまらない時間帯には、本にひたすら当たるといことをしております。ただ事務所の蔵書量は少ないので、よく弁護士会の図書館を利用させていただきます。

【C】 やっぱり本、雑誌、あとはボス、兄弁、姉弁ですね。事務所の外の方に相談することは、守秘義務との関係や友人の仕事の忙しさ等が気になってしまい、あまりないです。

【D】 うちもだいたい事務所内で話をして、同期や少し上くらいの先輩に相談して当たりを付けてから、上のパートナーに結論も含めて提案することが多いです。

3 勤務時間について

——勤務については、どの程度の時間働いている状況ですか。

【A】 うち話し合いで、勤務時間8時間と決まっているんですけど、形式的にいればいいわけではなく、がっちり仕事をする時間が8時間という縛りがあります。ほかに個人事件に費やしたら、それ以外の夜の時間や土日で補填するという方式ですね。

個人事件も込みで、現実には10時前後に来て、帰るのは終電ぐらいが多いです。

【B】 私の場合、ボスがいる時間が1日で8時間から9時間ぐらいで、ボスがいるときは事務所事件を集中的にやり、その後に、個人事件を夜にやったり土日にやります。月で考えると、まったく仕事をしない休日は2日ぐらいかなという気はします。帰りの時間は毎日終電というわけでもないんですけど、夜ご飯は事務所の方で食べてから帰るぐらいの時間かなという気がします。

【C】 私は、朝は9時から9時半ぐらいに適宜出て、夜は11時、12時、時により12時超えという感じです。どれぐらい実質労働時間があるのかは何とも言えないんですが、基本的にはずっといて、ずっと事務所事件をやります。あと夜には、ちょっとした自分の勉強、法律雑誌を読むなど、そういうことをたまにしています。

【D】 私は子どもがいるので、10時に来て6時には帰り、残りの仕事は持ち帰りで平日夜や土日に家でやっています。ただ子どもができる前は、まさに皆さんみたいな生活でした。

——勤務時間については、どのような作業に使うことが多いですか。

【A】 訴訟案件が多いので、起案に費やす時間が多いとは思いますが、電話の時間が長いんじゃないかと最近思っています。しょっちゅう電話がいろいろな人からかかってくるので、対応に結構時間が取られているなという感じがしています。

【B】 私のところも、打ち合わせは決まった時間ではなく、適宜入って、空いた時間に起案をするという感じですね。ただ、あまり電話では相談はしないという形で、メールもあまり使いませんし、基本的には起案ですかね。

【C】 顧問のお客様からメールで入ってくる契約書チェックや、これってどうですかというものに対応して日中は過ぎていき、しっかり取り掛からなきゃいけない起案、意見書などに関してはずれ込んでしまったり、夜にかかったりすることが多いです。

【D】 私も似たような感じで、昼間は起案にあまり長い時間は取れないです。ただ勤務時間が短いのでそうも言われていられないので、構成だけ先に集中できる時間に考えておいて、あと細切れの時間で起案しています。

昔の方がもっと電話が多くて、中断される頻度が高かったのですが、今はメールが来ることが多く、後でまとめて返したりもできるので、やりやすくなったような気はしますね。

4 勤務条件等について

— 勤務条件について、給与の支払が固定か歩合か、金額、満足度といった点について、差し支えない範囲でお話いただけますか。

【A】 うちも固定です。普通の同世代のサラリーマンの方とたぶん同じぐらいの額かなというふうには思っています。金額の満足度で言うと、うちも個人事件が自由で、固定の給与で生活はでき、稼ぎたければ自分で稼げという方針なので、その方針にはありがたいなと思っています。

ちなみに、勤務弁護士はボスから「自分の給料の2倍売り上げる」と言われるという「倍額ルール」という都市伝説があると聞いたことがあります。私の場合、まだ無理をしなくてよいが、赤字は困るので、自分の給料の分だけは稼げと言われていました（笑）。

【B】 私は、1年目は固定だったんですけども、2年目から固定プラス歩合になりまして、固定が減少しました（笑）。

固定だけだと非常に大変で、そこはちょっと気合を入れてという感じですね。

【C】 固定で、自分が担当した事件の売上が一定以上を超えたら歩合も乗ってくるという体系です。何人かで担当していた場合はタイムチャージで案分します。あと顧問の場合は、自分でタイムを付けますが、時間を掛け過ぎているものは切られたりもします。

金額については、自分の実力を考えると、むしろありがとうございますという気持ちです。

【D】 うちも固定で、少しずつ昇給があるのが励みになります。

— 勤務条件については、最初の段階から、どの時点で変更するといった話があるのでしょうか。

【A】 うちも最初の時点で契約が2年間みたいな感じで総額が決まっていた。ただ、もしそれ以上事務所に勤めるのなら、またそのときに話すみたいな形で決まっています。

【B】 私も1年目は総額が決まっていたのですが、1年目の終わりに先ほど話した内容を伝えられました（笑）。2年目のときにあらためて話すという感じでした。

【C】 最初の時点では、半年毎に契約更新というお話がありましたが、更新時に勤務条件の変更があるかどうかは分かりませんでした。

私は、1年経った時点で少し固定給の金額に変動がありましたが、変動の仕方は人それぞれだと思います。

【B】 固定が変動したというのは、上がったということなんですか。

【C】 上がったんですが、ただ弁護士会費は1年目は事務所に負担してもらっていたのが、2年目からは負担してもらえないので、実質そんなに変動があったわけではないです。

【D】 うちも条件は、入所するときも実は言われなくて、言わないけど心配しないでいいよみたいな感じでした。

— 弁護士会費の負担については、どのようなルールになっていますか。

【D】 うちも自分ですね。

【A】 うちも自分の負担ですね。

【B】 私も自分で。

5 個人事件について

— 個人事件については、どのように取り扱われていますか。

【A】事務所の事件に支障が出ない範囲でという縛りはありますけど、基本的には自由にさせてもらっています。

【B】私もAさんと一緒です。

【C】私は自由なんですけど、今はちょっと手いっぱい、自分のキャパシティの問題で個人事件はまだ1件もやってないです。

【D】うちも自由です。でも私も初めのころはやっぱり余裕がないので、あまり受けないようにしていましたね。

— 事務所事件と個人事件のバランスについては、どのような割合で受けていますか。

【A】個人事件は片っ端から受けていた方だったので、6対4ぐらいかもしれないですね。6が事務所、4が個人ぐらい。多いときでそのぐらいになると。

個人事件は増やしていく方向で検討しています。分野については、専門性が高い部分についてはたぶん手が出せないところはあると思いますが、それ以外であれば、勉強しながら積極的に引き受けるようにしています。そうすることによって、ある程度、幅が広がる部分もあるかなと思っています。

【B】件数ベースで計算していなかったんですけど、時間で考えると、やはり6対4ぐらいかなという感じ。ただ個人事件が刑事が多いもので、接見等を含めるとちょっと時間が延びてしまうので、あくまでイメージ的にはそれぐらいかなという印象です。

分野の点では、とある弁護団に入ろうと思っています。忙しいという話を聞いておりますので、あと2〜

3年ぐらいは弁護団の仕事がメインになっていくのかなというふうには感じております。

— Cさんは、個人事件について、今後の方向性としては増やしたいと思えますか。

【C】事務所だけに頼ってられるわけではないので、自分がやっていこうと思っている分野をターゲットにしつつ、徐々に努力していかなきゃと思っています。

【D】私は今、子育て中で、いくらでも働けるというわけではないので、割合だと、2割くらいです。今後は増やしていかないと、とは思っています。

専門性について、事務所の中で緩やかに担当分野が分かれていて、それに関連する形で、こういうのを事務所の事件としてやっているよということ、個人事件でもその分野の案件の紹介が来ることはあります。ただ、人とのつながりの中でいろいろな案件を紹介していただいている中で、今のところこの分野だけと割り切れない部分はあります。

— 事務所経費の負担についてのルールはありますか。

【C】私はまだやってないんですけど、ルールはありまして、一定金額以上は、その金額から何パーセントといった負担をするようです。一定枠までではなくていいみたいなんですけど。

【D】うちは一定額まで入れなくてよくて、その額を超えたら10%などと決まっています。

【A】うちは経費負担はありませんが、個人事件では事務局は使わないということになっています。

【B】私も個人の方はまったくノータッチで、自分の収入なんですけど、先ほど固定が減額になった部分は経費負担という趣旨らしく、なので逆に2年目からは事務局を使っていいみたいな感じに言われてはいます。

ただ、事務員が少ないので、自分でやっています(笑)。

—— 個人事件の取扱いの満足度については、いかがですか。

【A】 はい。満足しています。

【B】 私も個人事件に関しては放任していただいているので、そこはありがたいです。

【C】 個人事件が多い兄弁にちょっと聞いてきたんですけど、恵まれていると思うと言っていたので、いいのではないかと思います。

【D】 私も不満は今のところなくて、自分の業務量がそもそも家庭との兼ね合いで限られているので、事務所との関係では特に不満はないです。経費も事務員さんを使えるので、ある程度合理的なのかなと思います。

6 委員会活動等

—— 委員会活動や会派の活動について、所属事務所のスタンスはいかがですか。

【A】 委員会や会派の活動をしなくても全然大丈夫です。ただその分、働く時間が短くなるので、その兼ね合いで、正直、委員会はあまり出られていません。

【B】 私も、ダメとは言われないんですけども、やはり東弁の委員会ですと、どうしても期日と重なったり打ち合わせと重なったりで、事実上はちょっと行きにくいと感じています。ただ会派の委員会ですとか、研修会などはなるべく積極的に参加するようにしています。

【C】 私も許されているんですが、やっぱり実際上、なかなか行けていません。

【D】 うちも基本は大丈夫で、時間もつくろうと思えばつくれるかなという感じです。

7 事務所の満足度等

—— 今の事務所に所属していて、これはありがたいと思うことがありますか。

【A】 土日も普通に自分で好き勝手に事務所に行って、個人事件でもできるというのは環境としてはありがたいかなと思っています。

【B】 私も、個人事件が自由な点と、あとコアタイムみたいなのが決まっていますので、わりと予定をいろいろ夜に入れやすいという2点がありがたいと思っています。

ただ、1年目は、ボスがいないうちにいなきやいけないという暗黙のルールみたいなのがあって、電話がかかってきたときに、弁護士が2人ともいないというのはまずいというプレッシャーで、事務所にいる時間が長かったなというふうに感じています。

【C】 私は全体的にありがたいです(笑)。ただ、最近特に感じたのは、自分の将来のキャリアプランを積極的に考えなさいというスタンスで、それぞれのやり方に肯定的なところはすごくありがたいと思います。

【D】 私は、勤務時間がフレキシブルで子育てと両立しやすいというのがありがたいですね。子どもが病気のときも、会議や期日が入っていないければ休めます。他で調整が必要にはなりますが。

—— ボス弁に対してリクエストしたいことはありますか。

【A】 うち「Google カレンダー」でみんな予定を共有していて、一応見られるようにはなっているんですけど、スケジュール管理を忘れないでほしいと思います。

【B】 私もまったく一緒です。

【C】 私は、何か変えてほしいというのはないです。ただ現に困るのは、やっぱりどうしても物理的に忙

しくて、ボスやパートナーがいないことが多いのですが、ボスが忙しいのは仕事を持ってきたりというのがあるので、それはどうしようもないことかなと思います。

【D】 私も、もともとはいろいろな思いもありましたが、今では、ボスも案件が多いし、回らないんだろうなというのは分かるようになりました。

【B】 細かい点はむしろイソ弁が把握して、電話でちょっと詰まったときに後ろから助けを出すというように、ボスより事件の細かい把握をするのが勤務弁護士の役割なのかなというふうに考えています。

——今の所属事務所でこれは嫌だというようなところはありますか。

【A】 さっきのスケジュール管理の話にはなってしまうと思うんですが、そのぐらいです。

【B】 私は特に嫌というレベルのものはないです。困ったことはあるんですけども、我慢できないところというのはないですね。

【C】 特にはないです。ただ、現実問題として、今みたいな終電も関係ないやり方を何年も続けていけるとは思わないので、自分の仕事方法等、努力して変えていかなきゃいけないなどは思います。

【D】 うちも特にはないですが、事務員の労務管理をちゃんとやった方がいいんじゃないかなというのは感じますね。

——今の事務所を辞めたくなくなったことはありますか。

【A】 辞めたくなくなったこと自体はないですね。

【B】 私はその2年目の話のときに、やっていけるのかどうか非常に不安になってしましまして、ほかの道を考えようかなとも思ったんですけども、責任感も出てきまして、倒れるまでやろうと。

【C】 私も、辞めたくなくなったことはないんですが、能力の問題で、逆にノーと言われないうに必死で付いていかなければという感じです。

【D】 私は事務所を辞めてほかの事務所に移りたいとか、独立したいと思ったことはないんですけど、業務量が非常に多かった時期に、ワーク・ライフ・バランスの観点からインハウスを考えたことは何度かありました。実際は、どちらが楽ということは無いのでしょうか。

8 事務所内の人間関係について

——所属事務所内の人間関係には、問題を感じていますか。

【A】 去年から姉弁が入ったんですけど、話しやすい方で、いろいろ教えてくれますし、人数が増えてより仕事はしやすくなったかなというふうに思います。

ボス弁との会話では、当然、指導の内容も入ってきて、やっぱりそこまで考えて動かなきゃいけなかったんだなというのは思う部分があるので、それはいつも反省しています。

【B】 私のところは2人ですので、非常に濃いんですけども、付き合いが長い分、いろいろ言い合える関係で、私も結構思ったことは言っています。

【C】 私は、何も不満はないです。

【D】 うちの、人数が多いので、何かそれでバランスが取れているというか、いろいろな人がいるので、そういうのもそれぞれの個性として受け入れられるというか、そういう感じはありますね。

【B】 事務所の人数が少ない場合のメリットは、うまくいっているときはすぐ本当にすーっと行くんです。なので、何にも一長一短があるなという感じがします。

9 今後のキャリア等

— 今後のキャリアという点では、どのようなお考えですか。

【A】 何年、今の事務所で勤めるかはまだ全然、不確定なんですけど、経験を積んで、将来的には独立というふうには今考えています。

【B】 私はだんだんパートナー的なところに足を突っ込んできておりまして、独立は特に考えてはいないです。今のままでも個人事件は自由ですので、そのまま自分のやりたいところを今の足場でやっていこうかなというふうには考えております。

【C】 独立は考えていません。最終的には全員パートナーになってほしいというのが上の希望なんですけど、それは能力との兼ね合いは絶対にあるので、なりたい人が全員なれるわけではないです。

事務所の方針として弁護士のサラリーマン化はよくないというがあるので、いつまでも勤務弁護士でいたいとは言えないと思っています。

【D】 うちも同じような感じで、パートナーになる人が多いですが、なった後も大変そうという雰囲気は感じます。ただ居心地はいいので、長く働きたいとは思っているんですけど。

— ご自身でインハウスのキャリアを考えられたことがありますか。

【A】 法律事務所からインハウスに移った友達もいて、その会社で初めてのインハウスだったりする人がいるんですけど、話を聞くと、一からやるのはある意味、何か楽しそうというか、仕事としてはやりがいがあるんじゃないかなというの思います。

【B】 私はちょっと自分に絶対向いてないだろうなというネガティブな自己判断がありまして、ただ入れる

のなら安定などを考え、先ほどの時間が読めるというDさんのお話とか、そういう点ではいいのかなというふうには思います。

【C】 就活のときは専門分野に関わりがありそうなところについては考えていました。でも、最大の目的がやっぱり会社の利益に行き着いてしまうような気がしています。

【D】 インハウスでは、処理する仕事の内容が、本当に深刻な紛争になっている事案はそれほどなくて、どちらかというと紛争になる手前の予防法務を、ビジネス的な感覚も持ちつつ数多くこなすということになるんだろうと思います。仕事の中身でどういう案件を扱いたいかな、ということなんでしょうね。

— 周りの友人等で、最初の事務所を辞めた方の状況はどのように聞いていますか。

【A】 個人的な感覚としてはわりと辞めているなという感じはあります。周りの人間だけで判断すると、結構多いかなと。労働環境か人間関係、あとはやってみて仕事が自分の望んでいた仕事と違うみたいで、勤務弁護士からインハウスへという人もいました。

事務所を移る際は、ネットやエージェントなどを使ったり、紹介で移ったりもしていましたし、転職だの一応、勤務経験が数カ月といえどあるので、わりと中途採用みたいな感じで、最初に就活するよりはだいぶ入りやすいようです。

【B】 私の周りでは、数でいうとそんなに多くないというのが私の印象なんですけど、移っている方はキャリアアップを考えてということをよく聞きます。反面、それは結局、大規模事務所で、特に仕事が固定化してクレサラ、倒産、交通事故しかやらなくて、自分の職域を広げられないからということで移っている人が多いのかなという。

【C】 私の周りでも、数は多いわけではないですけど、やっぱり同期は何人かいますね。

移るきっかけはネガティブな理由が多く、私は修習が地方なのですが、地方の方はすぐ独立という方も結構いるみたいです。東京に就職した人は大量採用している事務所へ転職したケースがあると聞きました。

【D】 私の周りでは、いろいろな転職の仕方をしている人がいて、独立して事務所を始めた人もいるし、最近では、大きい事務所を辞めてインハウスになっている同期も結構いますね。

10 弁護士会への感想・期待すること

——最後に、弁護士会に期待することは何かありますか。

【A】 クラス別研修制度*は1年間あったのですが、それは受けてみてよかったかなと思います。一般民事だとそんないきなり何件もやれるわけじゃないので、やったことがない事件の基礎的なことなどを、同期と担任の先生と、経験談をひたすら話している時間の方が多かったと思うので、それはすごく参考になったかなと思います。

これは間違いだとか、これは分からなかったとか、そういうときにどうしたかとか、こうやって何か調べたとか。当時はボスと2人だったので、身近にすぐ聞ける弁護士がいないというのがあったのですが、今こういう事件でこんな感じなんですけど、先生だったらどうしますかといった話はわりとフランクに聞けたので、それはすごくよかったかなと思います。

【B】 クラス別研修制度に関しては、私も非常によかったと思っています。特に2人で、ボスも相当期が離

れていますので、50期代中盤から後半の弁護士と知り合う機会があり、それで仕事の話までできるというのが非常に有意義な機会だったと思っています。たまたま一緒に飲んでいるときに、担当している被疑者の舎弟のような立場の人間から、今後も仲間の面倒を見てもらいたいので上の人間と会ってほしいという電話がかかってきたんですけど、ちょっと待ってといったん切って、まずいですよと聞いたら、絶対やめておけみたいな感じで、命拾いしたエピソードがありまして、わりと身近にそういう経験交流ができるというのはよかったです。

また、委員会に関して、時間はしょうがないと思うんですけど、研修員制度は、お試し体験みたいな感じで、特にこちらから何もするわけではなく、見ていただけですし、それを義務として課されると、何をしたいのかというのが分からなくなってしまうと思っています。

委員会に関してもうちょっと入りやすいような環境があるといいかなと考えています。

【C】 いろいろな専門分野の勉強会なり講演会なり、そういうものが充実していたらいいななんて思います。

【D】 法律事務所は本当に千差万別で、これから弁護士になろうとする人には実態が全然分からないと思うので、アンケートなり座談会なりいろいろな形で、弁護士業界全体の実態みたいなものを見せていく企画を『LIBRA』にもっとやっていただいてもいいんじゃないかなと思います。

——どうも今日はお忙しい中、ありがとうございました。

(2015年2月2日 司会・構成：寺崎 裕史)

*新規登録弁護士20名程度と指導担当世話人2名(担任及び副担任。担任は登録5年～10年目、副担任は登録11年以上)で1クラスを構成し、メンバーの自主運営方式を前提としたゼミ形式により行う。基礎的実務スキルと弁護士マインドの涵養、会員同士が知り合う機会を作り業務の情報交換や弁護士会での居場所づくりとなること、会活動への理解・関心を高めることなどを目的としている。

2. 所長弁護士インタビュー

A 会員：40 期代前半

B 会員：40 期代後半

* A, B 両会員に対するインタビューは、それぞれ個別に実施しております。

Q1. 勤務弁護士を採用した理由は何ですか。

A: やはり仕事をこなすために、1人ではとてもできないということですね。

B: 業務量が増えて1人ではこなし切れなくなったことが理由です。そのような場合、当初は、親しい後輩の弁護士に共同受任で一緒に入ってもらって手伝ってもらおうとか、あるいは案件そのものを紹介して事件処理をしてもらう等して対処していたのです。独立当初は、損害保険会社の仕事が結構多かったのですが、依頼者との関係でアウトソーシングをしづらいというのもあったので、事件処理の内製化の必要から、勤務弁護士を採用しました。

Q2. 採用するときは、どういうところに着目して採用されますか。

A: 修習生の質が落ちたとか何とかよく言われますけど、それでも法科大学院を出て、司法試験を通った方々ですから、それなりに最低限のところはできるだろうということで、重視するのは人柄ですね、私の場合は。

例えば初対面でお話をして、会話が成立するかどうかですね。要するに自分と合うかということでも同じことだと思います。そんな高いことは要求しませんので、さわやかにコミュニケーションができるか否か。言葉遣いとか、態度、服装、常識があるかないかということだと思います。

B: 採用する際の基準ですが、やはり法律事務所とはいえ組織ですから、組織的に動ける人、つまりチームの和を乱さない、チームワークの取れる人をまず一番に求めます。法律事務所は非常に小規模な組織で、

人間関係がちょっとぎくしゃくすると組織自体の雰囲気も悪くなりますから、チームワークを重視するということは、採用の際の募集案内にも募集の基準として明記しております。

その上で、法律事務所の特性として、やはり地味な努力を惜しまない人であることを求めます。都内での弁護士の仕事というと、華やかな企業法務のようなイメージをされる方も比較的多いと思うのですが、弁護士の仕事そのものが、やはり非常に泥くさい仕事ですから、そういう地味な努力を惜しまないということと、チームワークが取れるという2つの資質を重視しております。長期的な観点での成長を求めますので、努力を継続できる人というのは不可欠な資質と考えております。

Q3. 勤務弁護士が備えてほしい資質というのはありますか。

A: 向上心のある人がいいですね。やる気を持って自分自身のスキルを高めていこうという、そういう意欲を感じる人。それから私がそれなりに弁護士会の活動とかしますから、そういうところにも入って行って人とお付き合いができる、そういうタイプの人がいいなと思っています。

B: チームワークと努力を惜しまないということは組織人として最低限求めるものです。さらに、法曹としての資質ということに関していうと、やはり標準的な起案能力は欲しいと思います。採用の際に、修習中に書いた起案を提出してもらって最低限の起案能力をチェックするという事はしています。チェックといっても修習中の自信作の一つを提出してもらおうという程度のもので、真摯に修習に取り組んでおられる方ならクリアするには問題のないハードルだと思います。

採用した勤務弁護士には、一定の専門分野を開拓

し、その分野においては第三者から一定の評価を得て、ある程度業務の柱にできるようご自身の専門分野を確立して行ってほしいと思います。

また、何よりもクライアント企業の本当のニーズをきちんと酌み取って事件処理に当たってほしいと思います。

単純に法律事件の解決に必要な技術だけではなく、その会社の事業構造とか、ビジネスの内容をきちっと理解して、事件処理に当たってほしいと思います。

Q4. 勤務弁護士に対する指導は、どのような形で実施されていますか。

A: 2通りタイプがあると思うんです、ボスには。例えば準備書面、原形をとどめないほど細かくペンを入れる人。それからまったく逆に、好きにやらせる人。たまたま私がイソ弁をした事務所の系列は、自由放任主義、何も見ないというタイプでしたので、私もその系統に従って、あまり細かな指導はしません。

基本的に登録した瞬間に弁護士で、その瞬間から責任がある立場にあるわけですから、書面を書けて当たり前、証人尋問ができて当たり前、お客さんと打ち合わせができて当たり前と思っていますので、私は基本的には任せます。あとは一緒にやる仕事の中で背中を見て覚えてほしいと思っています。

B: 育成の基本的な方針は、まずOJTで、最初の3カ月ぐらいは取りあえず、すべての案件に付いて回って見てもらうという、比較的修習の延長に近い形で行います。初めは、付いて回って見てもらって、案件処理についても全権を任せるのではなく、例えば最終準備書面をまとめてみてもらったり、事件に着手したばかりであれば、最初に取り組みやすいところから、例えば、内容証明の文案の起案から始めてもらったりとか、さ

らに進んで訴状の組み立ての段階から入ってもらったりとか、取り組みやすいところから起案をやらせてみて、それをこちらが修正するという方法で指導をします。

だいたい3カ月くらいすると事件処理の見通しが分かってくるようになるので、その後は、事件処理の基本方針を摺り合わせた上で、主担当で任せるような形にしています。もちろん、3カ月経過後も基本的には打ち合わせや法廷とOJTと一緒に付いて回る形は少なくとも1年くらいは続けてもらいます。

Q5. 雇用している弁護士の働きぶりに満足していますか。

A: 今いる人に関して言えば、本当に人柄もいいし、極めて優秀ですね。考え方が緻密だし、非常に判例とか調べたりとか、そういうことも極めて緻密に何でもやってくれるし、仕事に対する態度、人間性、すべてにおいて合格ですね。とても満足しています。

B: 基本的に満足はしていますね。複数の勤務弁護士がおり、評価については、表現が難しいところですけども、キャリアに応じた満足という意味でいうと、何とか及第点というところですよ。及第点だけでも満足というレベルには達していないとすると、やはり、勤務弁護士は、どこかで、その事件処理に対する最終責任者でないという意識があるのか、事件への対処の仕方、依頼者との接し方を含め、若干突っ込み不足だとか、いろいろな意味で遠慮しているところがあるような印象を持ちます。

Q6. 勤務弁護士を雇うことによる費用対効果は満足していますか。

A: 少なくとも今いる人に関して言えば、極めて満足

していますね。もうちょっといっぱい払ってあげたいなと思うぐらいですよ。

B: 及第点ですから、満足しています。

Q7. かつて勤務弁護士に事務所を辞めてほしくなったことがありますか。

A: ありますね。

やる気がない、もう。例えば真っ昼間から個人事件の関係で外出して、そのまま帰ってこないとか、ろくに判例を調べもしない、文献を当たりもしない、何か適当にやってしまうとか、本当にあいさつもできないような人もいましたね。能力的に全然使い物にならないという人はいませんでしたけど。

やっぱり事務所の仕事に身が入っている気がしない。本当に適当にやって給料だけもらっているみたいなものが見えてきちゃうと、もう辞めてほしいなと思いますね。

B: あります。

理由は、業務の遅延です。裁判所から指定された期日に書面が仕上がらないということが度重なったりすると、仕事の面での信頼関係がなくなります。そういうことが続くと今度は、仕事そのものを任せられないという感じになってくるので、その後、もう少し負担の少ない仕事を任せてみるのですが、それでもやはり期限どおりにこなせないという事態が続きます。

そういう人が出てくると今度は誰かがそれをカバーしなければならず、そこで事務所全体に負担がかかります。そうすると、結果、所内の一体感、チームとしての和が乱れることになりまして、困ります。

もちろん、業務の遅延の原因については、家庭の事情とか、本人の健康上の問題とかははっきりした理由があれば別ですけれども、本人の意識で改善できるとこ

ろで改善できないという話になってくると、組織としての一体感を保つということを優先せざるを得なくなります。

その他、私の事務所では実例としてはありませんが、勤務弁護士同士とか、あるいは勤務弁護士とスタッフの間で人間関係でトラブルが起きてしまうと、業務の効率性にも非常に影響が出ますから、そういう事態に陥ってしまうと、対処の必要が出てくると思います。

Q8. 新司法試験制度が始まる前と後で、勤務弁護士に変化はありましたか。

A: これはいわゆる昔の制度か新しい制度かというよりも、うちに来た人がどうであったかという問題だと思いますが、うちに関して言えば、新司法試験で来た人、要するに法科大学院を経験した人は今いる人も、その前の人も含めて優秀度は上だと思いますね。

私はもう個人差だと思います。制度によってそんなに変わらないんじゃないでしょうか。

B: やはり修習期間が短くなったことはかなり大きいのかなと思います。1年半の修習をしていた人たちは、事務所に入ってきたときに、内容証明郵便の起案とか、比較的基本的な建物明渡訴訟の訴状のようなものはすぐに対処できるくらいのレベルにありますが、新制度になり修習が短くなってくると、その辺の起案も怪しくなってきたという印象を受けます。これは修習期間が影響しているのではないかと思います。

Q9. 勤務弁護士には、将来的にどういう存在になってほしいと思っていますか。

A: 自分もそれなりの年齢を重ねてきましたので、将来的には本当にパートナーとしてやってもらいたい。逆に

こちらに楽をさせてもらいたいというぐらいの期待をしております。

B: 独立するのは自由ですが、これからの法律事務所はやはり複数でチームで対応しなければならない案件が益々増えてくるとお思いますので、基本的にはパートナーに昇格してもらって共同経営者としてやってもらいたいという考え方を持っており、そういう方針で勤務弁護士を採用しています。

Q10. 勤務弁護士を採用することにはどのようなメリットがあると思いますか。

A: 弁護士が複数いることによってできる仕事の量も増えますし、若い頭でアカデミックにインテリジェンスを持って仕事をしてくれるということで、質も高まると思います。また自分自身にも若い人の仕事の姿勢から学ぶこともありますので、メリットはととてもたくさんあると思いますね。

B: 受任事件のタスクを分担して組織的に対応できるようになること、事案を複数の目で検討し、各自の個性に応じて対応できることといったメリットが挙げられます。

また、勤務弁護士がいることで、依頼者に安心感を与えることができるのも利点だと思います。

Q11. 勤務弁護士との人間関係について、どのような工夫をしていますか。

A: 人間関係を円滑にするため、食事や飲み会、ゴルフ等でコミュニケーションを取ることを大事にしています。

B: 基本的に私の事務所の経営方針や経営哲学はしっかり伝えているつもりなので、事務所としての目指す

べき方向性は分かっているのではないかとお思います。

そういう意味でいえば、人間関係の問題は、私の方ではないと思っていますが、勤務弁護士側はどう思っているかは分かりません。

所内の人間関係でトラブルが起きることのないよう、意識していることは、昼ご飯だとか晩飯とか、機会があればなるべく勤務弁護士を誘って行くようにしたり、定期的な事務所の懇親会を行うなどしてコミュニケーションを取る工夫をしています。

その他、OJTの一環で、裁判所の行き帰りとか、待ち時間とかを使って、様々なコミュニケーションを取る工夫をしています。事件処理であれば、どういうところで今困っているのかなとか、様々な話を聞くようにしています。ときには、そういう時間を使ってディスカッションをすることもあります。

それから、やはり社会人としての成長も期待しておりますので、例えば最近読んで感動した本の話をしたりする等して、考え方の目線を揃える工夫をしておくことも大事だと思います。

Q12. 個人事件についてはどのように考えていますか。

A: 個人事件をやるということは、その弁護士にとっては、事務所の事件をやることよりも何十倍もためになると思いますから、私は大いにやってほしいと思います。

B: 個人事件は自由に受任できることとしています。勤務弁護士には基本的にはパートナーに昇格してもらいたいと考えていることもあり、国選事件等を除き、事務局を自由に使えることとする代わりに、一定の経費の支払を求めています。

(聞き手・構成：寺崎 裕史)

3. 新規登録弁護士対象 弁護士就業状況アンケート 集計と分析

回答者数（カッコ内は実施年度）

60期：373名（2007年度） 61期：362名（2008年度）

64期：226名（2011年度） 65期：201名（2012年度）

新進会員活動委員会

弁護士就業状況アンケートの概要

当委員会は、登録5年目までの若手会員のみで構成される委員会であり、若手会員の視点からの意見発信や政策提言、情報提供や懇親等の活動を精力的に行っている。

その活動の一環として、60期の会員が新規登録した2007年度から毎年、新規登録弁護士を対象として、就業問題に関するアンケートを集計し、その結果を分析検討し、冊子として公表している。63期まではそれぞれの期の旧司法試験合格者と新司法試験合格者とを対比して、アンケート結果を集計、分析、公表していたが、64期以降は、新規登録弁護士のアンケート結果と、5年前の新規登録弁護士のアンケート結果との比較分析や、新規登録弁護士に対するアンケート結果と登録5年を経過した弁護士に対するアンケート結果との比較分析等を行い、公表している。

本稿では、当委員会が新規登録弁護士を対象に行った就業問題等に関するアンケートのうち、2007年度に60期を対象として行ったもの、2008年度に61期を対象として行ったもの、2011年度に64期を対象として行ったもの、2012年度に65期を対象として行ったものから抜粋した設問の回答をそれぞれ比較分析した結果を掲載している。

アンケート結果や分析の詳細については、本文をご覧いただきたいが、本稿に掲載したアンケート結果とその分析からは、60期の会員が新規登録した以降から65期の会員が新規登録するまでの間、どのような点で変化があり、どのような点では変化が見られないのかが明らかになっており、非常に興味深い内容となっている。

なお、本アンケートは、一斉登録時に登録した新規登録弁護士対象の研修時において行われたものである。ゆえに、近年、一斉登録時に登録せず、勤務直前に登録したり、あるいは、就業先が決まってから登録したり

する司法修習修了者が増えているといわれているが、一斉登録から遅れて登録した会員は、この研修を受けることができないため、アンケートの母数にはなっていないことにご留意いただきたい（なお、本年度より、一斉登録時に登録していない合格者であっても、当会が定めた期限までに当会へ登録申請を行っている者は、新規登録研修を受けることができるよう、制度が変更されている）。

弁護士を取り巻く状況については、新規登録弁護士の就業状況を中心に、多くの議論がなされているところであり、本稿のアンケート結果はその議論の実情をデータという形で明らかにするものである。今後、弁護士の就業状況をより良いものとしていくための議論を重ねていくにあたり、本稿のアンケート結果と比較分析が、その一助となれば幸いである。

アンケート結果と分析

① 勤務先の所属弁護士数

表①は、勤務先に所属している弁護士の数を示している。

60期・61期に比して、64期・65期は「①0人」及び「⑧21人～50人」の割合が増加傾向にある。60期・61期では無回答者の割合が多いため、それによる誤差の可能性も否定できないが、「①0人」の割合の増加は、一人での独立開業弁護士あるいは、弁護士がいない会社における組織内弁護士の割合の増加を示しているといえる。そして、一人での独立開業弁護士や組織内弁護士を選んだ者のうち、当初は法律事務所への就業を希望していたものの、内定を得られなかったり、法律事務所の内定自体は確保できたものの、その勤務条件が過酷なものであったりするため、即時独立をやむなく選ばざるを得なかった者や、組織内弁護士として企業に就業する決意をした者も一定数いるものと推察され、法律事務所への就業が困難にな

表① 勤務先の所属弁護士数

	60期	61期	64期	65期
① 0人	8名 (2.1%)	7名 (1.9%)	9名 (4.0%)	7名 (3.5%)
② 1人	30名 (8.0%)	31名 (8.6%)	21名 (9.3%)	16名 (8.0%)
③ 2～3人	77名 (20.6%)	55名 (15.2%)	46名 (20.4%)	20名 (10.0%)
④ 4～5人	44名 (11.7%)	38名 (10.5%)	22名 (9.7%)	21名 (10.4%)
⑤ 6～7人	36名 (9.6%)	36名 (10.0%)	22名 (9.7%)	13名 (6.5%)
⑥ 8～10人	31名 (8.3%)	43名 (11.9%)	18名 (8.0%)	19名 (9.5%)
⑦ 11人～20人	59名 (15.8%)	61名 (16.9%)	30名 (13.3%)	39名 (19.4%)
⑧ 21人～50人	19名 (5.0%)	35名 (9.7%)	31名 (13.7%)	28名 (13.9%)
⑨ 51人以上	40名 (10.7%)	42名 (11.6%)	24名 (10.6%)	37名 (18.4%)
無回答	29名 (7.7%)	13名 (3.6%)	3名 (1.3%)	1名 (0.5%)

表② 勤務形態

	60期	61期	64期	65期
① 事務所勤務弁護士	320名 (85.7%)	318名 (88.1%)	187名 (82.7%)	168名 (83.6%)
② パートナー弁護士	10名 (2.6%)	10名 (2.8%)	9名 (4.0%)	3名 (1.5%)
③ 独立開業弁護士	3名 (0.8%)	2名 (0.6%)	1名 (0.4%)	3名 (1.5%)
④ 無給与弁護士	4名 (1.0%)	3名 (0.8%)	10名 (4.4%)	3名 (1.5%)
⑤ 組織内弁護士	15名 (4.0%)	18名 (5.0%)	11名 (4.9%)	14名 (7.0%)
⑥ 自宅登録弁護士	2名 (0.5%)	2名 (0.6%)	2名 (0.9%)	2名 (1.0%)
⑦ 法テラス弁護士	6名 (1.6%)		3名 (1.3%)	6名 (3.0%)
⑧ その他	0名 (0.0%)	1名 (0.3%)	1名 (0.4%)	2名 (1.0%)
無回答	13名 (3.4%)	7名 (1.9%)	2名 (0.9%)	0名 (0.0%)

表③ 経費の負担 (経費負担があると回答した者を対象とする)

	60期	61期	64期	65期
① 割合負担 事務所全体	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	1名 (11.1%)	0名 (0.0%)
② 割合負担 売上	5名 (50.0%)	3名 (30.0%)	3名 (33.3%)	1名 (33.3%)
③ 定額負担	1名 (10.0%)	0名 (0.0%)	1名 (11.1%)	0名 (0.0%)
④ その他	1名 (10.0%)	2名 (20.0%)	2名 (22.2%)	1名 (33.3%)
⑤ 未定・不定	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)	2名 (22.2%)	1名 (33.3%)
無回答	3名 (30.0%)	5名 (50.0%)	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)

(母数 60期:10名 61期:10名 64期:9名 65期:3名)

(なお、「①割合負担 事務所全体」とは、事務所全体の経費の何割かを負担するという意味である)

ってきていることを反映しているものと思われる。

「⑧21人～50人」の割合の増加は中規模事務所の増加を意味するものと考えられる。少人数の事務所よりも、中規模事務所の方が、新規登録弁護士を採用する余力があり、かかる事務所へ就業する者の割合が増えているとも考えられよう。

② 勤務形態

表②は、勤務先での勤務形態を示している。なお、「④無給与弁護士」とは、法律事務所に籍を置いているものの、事務所から給与をもらわないいわゆるノキ弁を指している。この「④無給与弁護士」は、他の弁護士の法律事務所に籍を置いている点において、自分の事務所に籍を置く「③独立開業弁護士」とは異なる。また、「⑥自宅登録弁護士」とは、法律事務所へ就業することができなかった、もしくは他の事情により法律事務所に籍を置くのではなく、自宅を法律事務所とし

て登録し、一人で開業をした弁護士を指している。

60期・61期と比して64期・65期は「①事務所勤務弁護士」いわゆるイソ弁の割合が減少傾向にあり、「⑥自宅登録弁護士」の割合は期ごとに増加している。これは、昨今の法律事務所への就業難による影響が出ているものと考えられるが、60期・61期の無回答者の割合が多いことによる誤差の可能性には注意を要する(これと対照的に65期については無回答の割合は0%である)。年々就業状況が悪化する一方であるとの修習生の実感を漏れ聞くところではあるが、現在1年目として勤務し始めた67期について、さらにイソ弁の割合が減少し、無給与弁護士、独立開業弁護士が増加しているのかどうか、2014年度新規登録時に実施したアンケートの集計、分析により明らかにしたい。

③ 経費の負担

表③は、勤務先の法律事務所に納める経費の割合

表④ 弁護士業務による年収(額面) 単位:円

	60期	61期	64期	65期
① 300万未満	2名 (0.5%)	4名 (1.1%)	6名 (2.8%)	7名 (3.5%)
② 300~400万未満	5名 (1.3%)	7名 (1.9%)	9名 (4.2%)	8名 (4.0%)
③ 400~500万未満	14名 (3.7%)	25名 (6.9%)	27名 (12.7%)	29名 (14.4%)
④ 500~600万未満	96名 (25.7%)	47名 (13.0%)	59名 (27.7%)	51名 (25.4%)
⑤ 600~700万未満	61名 (16.3%)	112名 (31.0%)	49名 (23.0%)	45名 (22.4%)
⑥ 700~800万未満	39名 (10.4%)	44名 (12.2%)	14名 (6.6%)	26名 (12.9%)
⑦ 800~900万未満	53名 (14.2%)	22名 (6.1%)	5名 (2.3%)	6名 (3.0%)
⑧ 900~1000万未満	26名 (6.9%)	19名 (5.3%)	8名 (3.8%)	2名 (1.0%)
⑨ 1000万以上	27名 (7.2%)	47名 (13.0%)	10名 (4.7%)	4名 (2.0%)
無回答	50名 (13.4%)	34名 (9.4%)	26名 (12.2%)	23名 (11.4%)

(母数 60期:373名 61期:361名 64期:213名 65期:201名)

表⑤ 固定給か歩合制か (61期以降については、勤務形態につき i)事務所勤務弁護士 ii)組織内弁護士 iii)法テラス弁護士と回答した者を対象とする)

	60期	61期	64期	65期
① 固定給	259名 (69.4%)	264名 (78.6%)	162名 (71.7%)	151名 (80.3%)
② 歩合制	1名 (0.2%)	1名 (0.3%)	3名 (1.3%)	1名 (0.5%)
③ ①と②の併用	76名 (20.3%)	48名 (14.3%)	27名 (11.9%)	28名 (14.9%)
無回答	37名 (9.9%)	23名 (6.8%)	34名 (15.0%)	8名 (4.3%)

(母数 60期:373名 61期:336名 64期:226名 65期:188名)

を示している。

本問の回答者数が極めて少ないため、正確な分析は困難であるが、いずれの期も「②割合負担 売上」とする者の割合が最も多く、有意な差異は見られない。1年目の弁護士については不確定要素が多く、最初から多くの経費負担を期待することはできないことから、経済状況や弁護士人口が変動しても大きな変化は出にくいものと推察される。

もっとも、近年では、新規登録弁護士についても経費を割合ではなく固定額とし、事務所に納めることができる経費が固定額に満たなかった場合には、差額分を事務所が新規登録弁護士に貸与し、翌年以降に返還を求めるといったケースも出てきているようであり、今後のアンケートにおける具体的回答に注目したい。

④ 弁護士業務による年収(額面)

表④は、回答者が新規登録時に聞いていた弁護士業務による年収の予定額を示している。

いずれの期においても過半数を占める500~800万未満の価格帯は、期ごとにばらつきがあり、有意な変化は見られないものの、「300万未満」、「300~400万未満」、「400~500万未満」の割合が期を追うごとに徐々に増加しており、800万以上の割合が減少している傾向が明らかに見られる。弁護士業務による若手会員の年収が期を追うごとに低下しているのは否めない

事実であろう。特に、60期では、1000万円以上の年収を得ている者が7.2%であるのに対し、65期ではわずか2%と3分の1以下に減少している。一般的に年収が高いと言われている大手渉外事務所に就職した新規登録弁護士の初年度の年収が年々減少していると言われているところ、このアンケート結果からも、業界全体の年収水準が60期の頃と比べて明らかに減少していると指摘することができる。

年収額が低下していることから、他の勤務条件(例えば個人事件の受任の可否や経費の負担等)によっては、生活に困窮する新規登録弁護士も出てくるおそれがあるといえる。

⑤ 固定給・歩合制

表⑤は、勤務先から支給される給与の計算方法が固定給か歩合制かを示している。

固定給の割合が増加傾向にあり、固定給と歩合制の併用とした者の割合が減少傾向にあることが指摘できる。しかし、割合に大きな変化はないことから、弁護士業務による年収については低下している傾向が指摘できるものの、給与体系は大きくは変化していないと考えられる。

⑥ 個人事件受任の可否

表⑥は、弁護士が勤務先の業務とは別に、個人事件を受任することができるか否かを示している。

表⑥ 個人事件受任の可否 (61期以降については、勤務形態につき i)事務所勤務弁護士 ii)組織内弁護士 iii)法テラス弁護士と回答した者を対象とする)

	60期	61期	64期	65期
① 可(自由)	208名 (55.7%)	177名 (52.7%)	185名 (92.0%)	113名 (60.1%)
② 可(事件数等の制限あり)	44名 (11.7%)	53名 (15.8%)	11名 (5.5%)	22名 (11.7%)
③ 不可・禁止	76名 (20.3%)	66名 (19.6%)	4名 (2.0%)	43名 (22.9%)
無回答	45名 (12.0%)	40名 (11.9%)	1名 (0.5%)	10名 (5.3%)

(母数 60期:373名 61期:336名 64期:201名 65期:188名)

表⑦ 勤務先へ報酬を納めるか (個人事件受任の可否につき、可(自由)又は可(事件数等の制限あり)と回答した者を対象とする)

	60期	61期	64期	65期
① 勤務先に納めない	160名 (63.5%)	150名 (65.2%)	45名 (29.4%)	28名 (20.7%)
② 一定割合を納める			68名 (44.4%)	68名 (50.4%)
③ 全て勤務先に納める	49名 (19.4%)	61名 (26.5%)		
④ 未定・不明・無回答	43名 (17.1%)	19名 (8.3%)	40名 (26.1%)	39名 (28.9%)

(母数 60期:252名 61期:230名 64期:153名 65期:135名)

表⑧ 雇用期間の定めがあるか (勤務形態につき i)事務所勤務弁護士 ii)組織内弁護士 iii)法テラス弁護士と回答した者を対象とする)

	60期	61期	64期	65期
① あり	28名 (8.2%)	44名 (13.1%)	22名 (10.9%)	21名 (11.2%)
② なし(不明を含む)	294名 (86.2%)	271名 (80.7%)	176名 (87.6%)	163名 (86.7%)
無回答	19名 (5.6%)	21名 (6.3%)	3名 (1.5%)	4名 (2.1%)

(母数 60期:341名 61期:336名 64期:201名 65期:188名)

期ごとのばらつきが大きく、有意な変化は見られないものの、相対的に個人事件受任可とする割合は増える傾向にあるようである。勤務先が十分な給与を支払えない代わりに、勤務弁護士に対して、個人事件受任を自由に行っていることも考えられる。このような形態を採用した場合には、個人事件を受任できる弁護士であれば、勤務先から支給される給与額が減少したとしても生活を成り立たせることは可能であろう。

しかし、例えば修習地でも出身地でもない土地に就業したような場合には、個人事件を受任できるような手段がなく、個人事件を受任することは困難と思われる。新規登録弁護士の経済状況を抜本的に改善するには不十分といえる。

⑦ 個人事件を受任した際に勤務先へ報酬を納めるか否か

表⑦は、表⑥で個人事件を受任することができることと回答した者のうち、勤務先に個人事件で得た報酬を納めるか否か及びその割合を示している。

問いの形式が60期・61期と64期・65期で異なるため、すべての期ごとの比較は難しいが、問いの形式が同じ64期と65期を比較すると、「②一定割合を納める」「③全て勤務先に納める」と回答した者の割合が44.4%から50.4%と若干増加している一方、「③全て勤務先に納める」と回答した者の割合は60期の19.4%、61期の26.5%から65期では7.4%と大幅に

減少している。これは、60期や61期のときに比べ、新規登録弁護士に十分な給与を支払うことができなくなった勤務先が、納める報酬の割合を変えることで、新規登録弁護士の収入減に対応しようとしていることと表れともとれる。

勤務先へ報酬を納めるとした者について、その割合 ※65期のみ

	65期
a 10%以下	7名 (10.3%)
b 11~20%	13名 (19.1%)
c 21~30%	34名 (50.0%)
d 31~40%	2名 (2.9%)
e 41~50%	6名 (8.8%)
f 51~60%	0名 (0.0%)
g 61~70%	0名 (0.0%)
h 71~80%	0名 (0.0%)
i 81~90%	0名 (0.0%)
j 91~100%	5名 (7.4%)
無回答	1名 (1.5%)

(母数68名)

⑧ 雇用期間の定めの有無

表⑧は、勤務先との間で雇用期間の定めがあるか否かを示している。

60期から65期すべてにおいて、「②なし」と回答した者の割合が80%以上であり、期の違いによって大きな変化はない。新規登録弁護士の給与などの労働条件は年々変化しているものの、雇用期間の定めについて変化が見られないことは興味深い結果といえよう。

⑨ 勤務時間帯

表⑨は、勤務先が勤務時間帯を定めているかを示している。

「①決まっている」という者の割合は60期・61期の20%強に比べ64期では40%と大幅に増加しており、

表⑨ 勤務時間帯 (勤務形態につき i) 事務所勤務弁護士 ii) 組織内弁護士 iii) 法テラス弁護士と回答した者を対象とする)

	60期	61期	64期	65期
① 決まっている	88名 (25.8%)	94名 (28.0%)	82名 (40.8%)	87名 (46.3%)
② 決まっていない(不明を含む)	229名 (67.2%)	225名 (67.0%)	115名 (57.2%)	98名 (52.1%)
無回答	24名 (7.0%)	17名 (5.1%)	4名 (2.0%)	3名 (1.6%)

(母数 60期: 341名 61期: 336名 64期: 201名 65期: 188名)

表⑩ 弁護士会費の負担者 (勤務形態につき i) 事務所勤務弁護士 ii) 組織内弁護士 iii) 法テラス弁護士と回答した者を対象とする)

	60期	61期	64期	65期
① 自分	204名 (59.8%)	192名 (57.1%)	106名 (52.7%)	90名 (47.9%)
② 勤務先(ボス弁)	103名 (30.2%)	111名 (33.0%)	77名 (38.3%)	79名 (42.0%)
③ 自分とボス弁(負担割合)	1名 (0.3%)	0名 (0.0%)	1名 (0.5%)	2名 (1.1%)
④ 未定・不明			12名 (6.0%)	9名 (4.8%)
⑤ その他			2名 (1.0%)	3名 (1.6%)
無回答	33名 (9.7%)	33名 (9.8%)	3名 (1.5%)	5名 (2.7%)

(母数 60期: 341名 61期: 336名 64期: 201名 65期: 188名)

65期では、半数近くも占めている。その理由としては、近年組織内弁護士が増加していることなどもその一因と考えられるだろう。逆に法律事務所に勤務しているような場合には、たとえ勤務時間が決まっていたとしても、超過して勤務した場合に残業代が支払われることはほとんどないということが組織内弁護士との大きな相違点である。

⑩ 弁護士会費の負担者

表⑩は、新規登録弁護士の弁護士会費をだれが負担しているかを示している。

弁護士会費を「①自分」で負担する者の割合は60期から65期にかけて各年減少する一方、弁護士会費を「②勤務先(ボス弁)」で負担する者の割合は各年増加している。60期から65期にかけて「③自分とボス弁(負担割合)」を選択した者の割合に変化がないことを加味すれば、雇用条件上、弁護士会費を本人に負担させないよう配慮する勤務先(弁護士事務所や企業)が増加していると考えられる。

また、表④「弁護士業務による年収(額面)」を見ると、年収500万未満の者の割合が60期(5.5%)から65期(21.9%)にかけて約16.4%も増加しており、勤務先による上記配慮は、このような弁護士業務年収の減少に対応しているとも考えられる。

⑪ 勤務条件に関する特別の取り決め

(*表⑪はありません)

勤務先の法律事務所の勤務条件に関する特別の取り決めについて、自由記載欄のアンケート形式での回答を求めたところ、次のような回答の傾向が見受

けられた。

まず、61期では固定給制度又は年収の最低額を保証する制度(以下、後者を「最低保証制度」という)を回答する者が多いが、65期では最低保証制度の回答が一つもない。65期の新規登録弁護士が最低保証制度を特別の取り決めと認識しなくなったのか、65期の頃には最低保証制度が行われなくなったのか、又は回答者が回答しなかっただけなのかは明確ではない。ただし、表⑤「固定給か歩合制か」において、61期と65期で「①固定給」と「②歩合制」を選択する者の各割合に差が見受けられないことを考慮すると、最低保証制度が行われなくなったとは考えにくい。

⑫ 勤務条件の満足度

表⑫は、勤務先の勤務条件に対する満足度を示している。

「①はい」の勤務条件に満足する者の割合は、60期から61期にかけて一時増加しているが、それ以降65期にかけて各年減少している。一方で、「②いいえ」として、勤務条件に満足していない者の割合は、60期から65期にかけて各年増加していることから、弁護士業界における勤務条件の悪化が進んだことにより、満足度も下がっていると考えられる。

特に、65期以降では、法律事務所への就業自体が厳しくなっていることから、勤務条件にこだわっていると法律事務所への就業ができない可能性があるため、勤務条件について深く検討しないまま法律事務所に就業し、実際に就業を開始した後から、勤務条件の悪さを実感し、勤務条件への満足度が低くなるという事態になっているとも推察される。

表⑫ 勤務条件の満足度 (勤務形態につき i) 事務所勤務弁護士 ii) 組織内弁護士 iii) 法テラス弁護士と回答した者を対象とする)

	60期	61期	64期	65期
① はい	191名 (56.0%)	216名 (64.3%)	123名 (61.2%)	109名 (58.0%)
② いいえ	23名 (6.7%)	26名 (7.7%)	21名 (10.4%)	22名 (11.7%)
③ どちらでもない	102名 (30.0%)	70名 (20.8%)	51名 (25.4%)	47名 (25.0%)
無回答	25名 (7.3%)	24名 (7.1%)	6名 (3.0%)	10名 (5.3%)

(母数 60期：341名 61期：336名 64期：201名 65期：188名)

* 図表作成：新進会員活動委員会

総括

以上のアンケート結果およびその分析から、最近の新規登録弁護士の状況を次のように捉えることができる。

まず、一斉登録時に登録する弁護士の数が減少傾向にあること（アンケート回答者数）および法律事務所への就業が困難になってきていること（表①および表②）から、一斉登録時までには法律事務所への就業が決まっていない新規登録弁護士は年々増加していることが窺える。

次に、新規登録弁護士の弁護士業務による年収は期を追う毎に低下していること（表④）から、年収という条件に着目すると、新規登録弁護士の労働条件は悪化していると言える。

一方で、個人事件の受任を可とする勤務先の割合は期を追う毎に増加する（表⑥）ものの、個人事件を行った際に勤務先へ納める報酬の割合は期を追う毎に減少していること（表⑦）、および新規登録弁護士の弁護士会費を勤務先が負担する割合が期を追う毎に増加していること（表⑩）から、勤務先が新規登録弁護士の業務年収の減少に対応するために一定の配慮を行っていることも窺い知ることができる。

また、雇用期間の定め（表⑧）については変化が見られないことから、雇用期間に関して新規登録弁護士の勤務条件が悪化したという事実は明確には存在しない。

これらのことから、新規登録弁護士の勤務条件は、年収については悪化しているものの、個人事件に関する諸々の条件および雇用期間については変化なし、もしくはやや向上していると評価することができよう。

とはいえ、年収の低下は生活に直結する問題であり、軽視することはできない。また、個人事件の受任が自由であるといっても、確実に受任できるとは限らないのであり、勤務先事務所からの報酬の低下を補うものと言いつけることはできない。

実際、勤務条件の満足度（表⑫）を見ると、勤務条件に満足する者の割合が61期から65期にかけて減

少している一方で、勤務条件に満足していない者の割合が60期から65期にかけて増加している。これは、現在の勤務条件に不満を持っている新規登録弁護士が年々増えていることを如実に示したデータと言える。

したがって、少なくとも東京で業務を行っている新規登録弁護士の就業状況は悪化していると評価せざるを得ない。

なお、紙面の都合上、詳細なアンケート結果は掲載しえなかったが、当委員会が行ったアンケートによると、i) 専門にしたい分野があるか、ii) 若手弁護士向けの専門分野講習に参加したいか、iii) 東京弁護士会にある委員会に参加したいか、iv) 東京弁護士会にある任意団体（いわゆる会派など）に参加したいか、という質問に対して肯定的な回答を行った新規登録弁護士の割合は、60期および61期よりも64期および65期の方が高かった。

以上のことから、最近の新規登録弁護士は、年を追う毎に就業が難しくなっており、何とか就業できた勤務先の年収も年を追う毎に減少しているといった、自らを取り巻く状況は決して良くないことを認識した上で、それに腐るのではなく、自分の質を高め、かつ人脈を形成していくことで、弁護士業界を生き抜いていこうという考えを有していると捉えることができるのではないだろうか。詳しくは、当委員会が作成しているアンケート冊子をご覧ください。

新65期からは司法修習生に対する修習資金の貸与制が開始され、返済の負担をも負うこととなるのであり、今後、新規登録弁護士をめぐる状況がどのように変化していくのかは不明であるが、今後も新規登録弁護士の状況について調査分析し、その内容を当会会員へ伝えていくことが登録5年目までの若手会員で構成される当委員会に課せられた使命であると考えている。

冊子をご覧になりたい方がいらっしゃれば、東京弁護士会業務課に備え付けているのでお尋ねいただきたい。なお、冊子の閲覧および配布は弁護士登録をしている方にのみ行っている。

第29回 東京弁護士会人権賞 受賞

高柳 友子さん

2014年度の東京弁護士会人権賞受賞者の高柳友子医師は、身体障害者補助犬法の成立に貢献し、介助犬の普及活動を通じて障がい者の支援に寄与してきた方です。

2頭のかわいい介助犬が同席する中で行われたインタビューでは、障がい者問題の本質に深く切り込む話をうかがうことができました。また、社会的課題への取り組み方や、仕事と育児の両立に関するパワフルなお話は、多くの若手弁護士にとって前向きな思考のヒントとなることでしょう。

(聞き手・構成：伊藤 敬史)



介助犬PR犬グレースと
(ラブラドル・レトリバーとゴールデン・レトリバーのミックス／5歳当時)

プロフィール たかやなぎ・ともこ

1966年愛知県名古屋市生まれ。医学博士。社会福祉法人日本介助犬協会事務局長・常務理事、日本身体障害者補助犬学会理事。横浜市総合リハビリテーションセンターリハビリテーション科非常勤医師。1991年愛知医科大学卒、沖縄県立中部病院研修医を経て舞鶴市民病院内科に2年間勤務。1999年東京医科歯科大学医学部国際環境寄生虫学分野大学院博士課程修了。1998年～2003年厚生科学研究介助犬研究班にて調査研究をし、身体障害者補助犬法制定に貢献。医師として介助犬の普及啓発、介助犬を通じた障がい者の自立・社会参加支援活動を行っている。著書(執筆)に角川書店「介助犬」、名古屋大学出版「介助犬を知る」、明石書店「動物と福祉」等がある。

——最初に言葉の意味を整理すると、身体障害者補助犬法(以下「補助犬法」)上の概念として「補助犬」があって、その中に「盲導犬」と「聴導犬」と「介助犬」がいるということですね。

そうです。「盲導犬」は、視覚障がい者の歩行を安全に誘導します。

「聴導犬」は、聴覚障がい者の耳の代わりとなって、例えばチャイム音などの生活上必要な情報となる音が鳴っていることを知らせに来て音源まで案内してくれます。

「介助犬」は、落とした物を拾って渡す、ドアを開け閉めする、転倒などの緊急時に携帯電話を手元に持ってきて連絡手段を確保するなど、手足に障がいのある方の日常生活の動作を介助します。

——現在、補助犬は日本全国でどのぐらいいるのですか。

盲導犬が1,010頭、聴導犬が57頭、介助犬は71頭

です。盲導犬と聴導犬・介助犬の数が圧倒的に違うのは、盲導犬は、1960年に制定された道路交通法施行令の中で一応位置付けがあり、いろいろなシステムづくりが進んでいたからです。これに対し、介助犬・聴導犬は、2002年の補助犬法がスタートです。

——介助犬にかかわるようになった経緯をお聞かせいただけますか。

今ではネタ?!と言われてしまうのですが、私は、小さい頃にいじめられっ子でした。帰国子女で、4歳で日本に帰ってきた時に日本語が話せなかったので、飼犬だけがお友達でした。それで、犬に対する思い入れが強かったのがルーツかもしれません。

医学部に進学して、4年生のときに、短期留学先のアメリカで、「アニマルセラピー」と「介助犬」という分野に出会いました。そこで医師という立場を活用して人と動物をつなげる分野があるということに

開眼しました。

もともと、1989年当時、日本では、そんなことは誰も知らなかったので、すごいと興奮して帰ってきて話しても、「面白そうな話だね」と言われて終わりの世界でした。

——その状態からどのように取り組んだのですか。

眼科医として長年視覚障がいの問題に取り組んできた母から、「他の医者がやることを全部やってからでなければ、誰もあなたの言うことを聞いてくれない」とアドバイスされて、しばらくは研修に明け暮れ、一番忙しい救急病院に行き、全科を臨床研修でまわり、地域の病院に内科医として2年勤務しました。

それで、いろいろな医師とアニマルセラピーの話をすると、「病院に動物を持ち込んだら汚い」の一言で終わるのです。でも、何が汚いのか聞いても、よくわからない。そういう知識がないが故の危惧感を持つ医師が多い限り、アニマルセラピーは進まないと思いました。それで、犬は汚くないと言える医者になろうと思って、東京医科歯科大学大学院の寄生虫学の門をたたきました。

ただ、動物がいたら何が素晴らしいかというのは、証明しようとするほど何かうさんくさいのですよね。それで、科学的に証明するよりも、正しい理解を深める方が大事と感じ始めました。

その時、毎年通っていたアメリカで、スーザン・ダンカンさんという看護師であり、介助犬ユーザーであり、多発性硬化症の障がい者の方との出会いがありました。それで、1997年に、スーザンを日本に呼んで講演会をして、理解者を増やそうと思ったのが最初の活動です。

——スーザンさんとの出会いは、とても運命的だったようですね。

はい。アメリカのカンファレンスに行く飛行機の中で、たまたま放映していたテレビ・ニュースに、スーザンの介助犬が、冷蔵庫を開けたり、電話を取る映像が流れていて、「うわぁすごい」と思いました。それで、現地のカンファレンスホールに行ったら、そのスーザンと介助犬がそこにいたのです。

——介助犬が実際に障がい者の手足となっている姿をご覧になった印象は？

衝撃ですね。周りをはばかりず、1人で大声を上げました（笑）。

立派なホテルに、盲導犬も、介助犬も、聴導犬も、当たり前のようにたくさんいて、すれ違っていました。日本では盲導犬だって何回かしか会ったことがない時代でしたから、そんな姿を見たことがありませんでした。介助できるということよりも、そういう犬がいて、周りが普通にしているということが何より衝撃でした。

——それだけ受け入れられているということですね。

そうですね。それは今でもまだ日本では実現できてないと思います。

——1997年当時の日本で、スーザンさんと介助犬の講演会を実現するのは大変だったのではないですか。

盲導犬については当時自宅検疫制度がありましたが、介助犬についてはまったく法律がなかったので、まず14日間係留して検疫しなければならない状態でした。それで、介助犬も盲導犬と同じだという交渉をしました。さらに、交通機関、ホテル、飲食店、デパートと、ありとあらゆるところで同伴を認めていませんでしたから、いろいろところで交渉しました。

相手と交渉するうちに、「皆、自分が障がい者にならないと思っているでしょう」と感じるようになりました。

——そういう意識が問題なのでしょうね。

二言目には、日本的な断り方で、「そちら様にかえってご迷惑をお掛けするので」と。「迷惑じゃないから」と言っているのに（笑）。

半年前から立ち上げた実行委員会で、いろいろな方面で交渉を続けて、東京、大阪、名古屋、京都と4会場で延べ1,200人ぐらいの方を対象に講演会をして、検疫で受け入れたという実績もつくり、介助犬が交通機関に乗ったという実績もつくりました。

交渉をしていると、みんな「前例がない」と言うのですよね。1回前例をつくとこれほどに大きく変わるという経験をしたのは大きかったですね。

— その1回の講演会で、いろいろな問題が表に出てきたのですね。

もう一挙に。障がい者問題と犬問題の両方をはらんでいるのが補助犬ユーザーの受入れ問題だと感じました。

— そういう問題にどのように取り組むかは難しいと思うのですが、1つは組織づくりでしょうか。

そうですね。私は、スーザンから「これはあなたたちみたいな医者に関わらないといけない問題なのよ」と言われました。彼女は、医療従事者として多発性硬化症という自分の病気をよく知っていたので、介助犬を自分で訓練しました。なぜ自分でトレーニングしたかという、アメリカでは病気や障がいのこと、病気とかリハビリテーションという医療的な知識がない人たちがばかりで自分のニーズをわかってくれる団体がなかったのですよ。

放っておくと日本もそうなると感じて、情報提供をしなければと思いました。それで、スーザンの講演会の後に、その実行委員会のメンバーを中心に、日本介助犬アカデミーという情報機関を立ち上げました。

その時、リリースをかけたなら、その報道を見た厚生労働省の担当者から私の自宅に、「研究班を立ち上げないか」という電話がかかってきました。1998年当時、上の子が生まれて1カ月ぐらいの時期でしたが、「来週が申請期限」と言われて、そのアカデミーのメンバーを中心に急いで研究班発足の申請書を出しました。結果的には、それが5年間の研究班となり、介助犬の有効性と安全性の両方の側面で研究報告をまとめました。

— 2002年の補助犬法の法制化に向けた取り組みをされていますが、ロビー活動は苦勞されたのではないですか。

日本介助犬使用者の会の会長は宝塚市の方で、全日本盲導犬使用者の会の当時の会長は広島の方で、お二人とも遠かったですからね。ロビー活動って、「何時何分から15分間ね」と言われて、行ってみたら、「ごめん、やっぱりこの日は無理になった」と言われるじゃないですか。ぱったぱたと皆さん倒れていき、最後に立っていたのは私だったという感じです。私も、



チャロ(左:ラブラドルレトリバー/オス/3歳)と
ミカ(右:スタンダードプードル/オス/4歳)

子どもが小さいときだったので、「あと15分待ってください」と言われて、「ああ、保育園のお迎えの時間だ(汗)」と思いながらの活動でした。

— 医師のお仕事、社会的な活動、育児と、時間のやりくりが大変だったのではないですか。

もうやるしかないという感じでしたね(笑)。

子どもの頃から、母が視覚障がいの問題と色覚検査による差別撤廃の問題に取り組む姿を見てきて、タイミングって、動かないときは何も動かず、動くときにはどんと動くというのも知っていたので、「今この波に乗らなければ、きっと一生何も動かない」と感じていました。

— それは大きいですね。

あとは、親のサポートもあったし、夫も仕事には理解があったので。

もう1つ、預けた保育園の先生やシッターさんも含めて、「子どものサポートはママのサポートになるし、ママのサポートは子どもを正しくいい子に育てることになる。あなたの仕事は大事な仕事だから、応援する」と言ってくれる人たちの存在が大きかったですね。

保育園に迎えに行くのが遅れて、「すみませんでした」と言うと、「子どもには謝っちゃだめよ。ママは頑張ってきた。だから待っていてくれてありがとうと言いなさい」という園長先生でした。「ママが仕事をしている

ことは悪いことじゃない。むしろ素晴らしいことなのだから、それを素晴らしいことだと思えるように育てなさい」と言い続けてくれました。

— それは素晴らしい言葉ですね。

それはもっと多くの女性たちにわかってほしいなと思います。仕事をして子どもから離れることが悪いことと思うと、いろいろなことの大切な仕事の勢いを止めてしまったり、子どもにネガティブな印象を与えることも多いので。

— 補助犬法ができたことで変わったと実感することはありますか。

各界から、補助犬を受け入れるための問合せをいただくようになったことです。

例えば、ホテルから「犬のトイレはどうしたらいいですか？ フードやお水は？」と問合せがあって、「いいです。全部自分でご用意されています」というやりとりをします。そのとき、「点字メニューはありますか？ 手話通訳か筆記のボードはありますか？ 車椅子が入れるようなトイレの幅とかスロープはありますか？」と聞くと、シーンという感じなのです。それは、別に意地悪ではなくて、気がついてないだけなのです。段差がありますか」と聞かれても、行ってみたいと段差があるかどうかなんて意識してない。障がいがないってそういうことなのです。

シーンとなった後、「それでは残念ながら、たぶんユーザーは行かないと思います」と言うと、大半の方は、「申し訳ありません」と言ってくださるのですよ。ということは、次に改修工事をするときには障がい者のことを考えてくださるきっかけになると思います。

「補助犬法は最初の障害者差別禁止法」という法学者がいらっやあって、確かにと思いました。

— なるほど、そう言われると位置づけがよくわかりますね。

補助犬がいて当たり前の社会って、優しい社会だと思うのです。優しい社会というのは、何かを思いやる社会です。犬は、別に笑わしてやろうと思っているわけではなくても、笑顔をもたらします。それが広がっていく社会になる。

「障がい者に対して手伝いましょうと言おうかな、でも変なやり方をして嫌な思いをさせるといけないから黙っておこうかな」というのは、障がい者は敏感に感じるのですよ。それが、犬がいると目を引くし、しかも笑顔で目を向けられるから、障がい者から「すみません、手伝ってもらえますか」と言いやすいし、周りからも「かわいいですね」と自然に話しかけられるようになります。犬に目を向けている時点で、もう心のバリアが取れているのですよね。

— そんな補助犬がもっと増えたらいいなと思うのですが、なかなか増えないのはどうしてでしょうか。

いくつか原因があると思いますが、大きくは認知度と育成体制だと思います。

育成体制について、主な財源が寄付金であるところが問題という話があるのですが、それは欧米も同じなのです。むしろ寄付文化が欧米と全然違うことが大きな課題だと思います。欧米のように寄付文化をもっと定着させて、すべての人が当たり前にならぬ社会活動に貢献をして、それが活動を継続的に支えるものになる文化を根付かせていかないと。社会貢献活動は、基本的に収入を得られないものばかりなので、社会のみんなが支えていくことが必要です。

— 弁護士に対して期待することはありますか。

まずは補助犬法という法律を知っていただきたいと思います。弁護士さんが「それは法律違反ですよ」と言ってくださることは、とても大きいです。とにかく知っていただいて、障がい者の社会参加の権利が補助犬法に則って擁護されるように、弁護士さんから発信をしていただけるとありがたいです。

— 今後の抱負をお聞かせください。

介助犬の普及ですね。我々の社会福祉法人日本介助犬協会は、「人にも動物にもやさしい 楽しい社会をめざして」をモットーにしています。障がいを持った方々が犬と共に元気に楽しく生活ができるような活動をする人材をたくさん育てて、全国に広げていきたいと思っています。

*表紙裏に介助犬の写真を掲載しています。

司法の一翼を担う 自治能力の高い弁護士会を

— 2015年度会長の就任にあたって —

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

2015年度会長に就任いたしました。6名の副会長、2名の監事と心を合わせ、市民から期待される役割を果たすとともに、会員のための会運営を目指しますので、どうぞよろしく願いいたします。

弁護士会は今課題が山積しています。7500名を超える会員を擁し、多様化が進む中で、自治の堅持とそれをささえる会員のための業務の拡大は喫緊の対策が必要です。司法の一翼を担う人権の砦として、弁護士会が果たしてきた役割を継続することができるよう、1年間揺らぎのない基礎固めに取り組みたいと思います。

<憲法と平和>

昨年の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定は、立憲主義に反し、それに基づき進められている関係諸法の改正の動きは、自衛隊の海外での活動に対する歯止めを外すもので、今までの憲法解釈からは導くことができません。多くの会員が憲法問題に関心を持ち、この平和を守る活動に参加することをお願いしたいと思います。

<弁護士不祥事対策>

弁護士不祥事の多発は、市民の弁護士会に対する信頼を損ね、外部から弁護士自治の統治能力を疑われる原因となります。研修制度の充実、市民窓口、非弁提携対策など関連する部署の連携を強化すること、メンタルヘルス対策などにあたります。

<若手会員のサポート>

昨年発足した若手会員総合支援センターと弁護士活動領域拡大推進本部を強化するとともに、新進会員活動委員会、クラス別研修制度の充実に努めたいと考えます。

弁護士の職域拡大については、自身で多くの企業内弁護士や任期付き公務員を送りだしてきた経験から、

企業内弁護士や任期付き公務員との意見交流を進め、より具体的に需要にあった適材の育成に努めたいと思います。

<会財政の健全化>

東弁の財政は、長年にわたり赤字予算・黒字決算を続けています。予算の財政規律の役割を強化する必要があると考えています。また会館特別会計については、資金の用途と必要な予算について検討し、会員、特に若手会員の負担軽減をはかる必要があると考えています。多くの会員の皆様のご意見を頂戴したいと考えています。

<法律相談センター、公設事務所>

市民の皆様にとって重要な機能を負う弁護士会の重点事業は、需要との関係を見計らいながら、より効率的にその任務を果たすことのできるよう改革を進めたいと考えています。法律相談センターについては、相談担当者の質の向上、分野別相談の充実、インターネットでの受付、アウトリーチなどが課題と考えていますので、皆様のご意見を聞きながら改革に取り組みたいと考えています。

<会内民主主義と必要な会長の決断>

以上の課題を実現するため、会内の意見集約に意を用います。役員選挙の選挙権の行使、総会での議決への参加が会内民主主義の基本ですが、重要政策の決定に当たっては、会員の意思を尊重しつつ、決断が必要な時はしっかりと決断をするという、運営トップの責任を自覚し、必要な改革を実行したいと考えています。

会長は、会員と弁護士会と市民のために存在することを肝に銘じ、1年間頑張りますのでよろしく願い申し上げます。

2015年度の役員に

誌上インタビューを行いました。

1年間よろしくお願いたします。

質 問

- ① 一番関心のあることは何ですか？
- ② 一番大切にしていることは何ですか？
- ③ 長所・短所、趣味は何ですか？
- ④ 座右の銘は何ですか？

「平和」と「憲法」～法律家の使命～

会長 伊藤 茂昭 (32期)



- ① 今、一番関心のあるのは「平和」と「憲法」です。集団的自衛権の行使容認は、恒久平和主義と立憲主義に反します。法律家の使命としてこの憲法違反を見過ごすことはできません。それに続く関心事は若手支援と会財政です。
- ② 譲り合いと和の精神です。お互いの立場を尊重し、無用な闘いはできるだけ避けることが大切だと思います。
- ③ 自分でいいと思ったことはすぐに行動に移すタイプです。それが行動力という点では長所ですが、場合によっては短所となるかもしれません。趣味は宝塚歌劇観劇、ボウリング、ウォーキングです。
- ④ 「義」と「愛」です。「義」は上杉謙信から、「愛」は直江兼統の「愛民思想」に因みます。

ひとつひとつ確かな歩みを！

副会長 森 徹 (41期)



- ① 弁護士人口が増え、弁護士の活動領域も拡大し、思考や価値観が多様化している中、これまでのような法廷活動を中心とした「共通言語」を持ち続けることができるかどうかです。多様な法曹が誕生する中、新たなコアバリューの創造に叡智を結集していく必要があると思います。
- ② 「人」をよく知ることと健康です。
- ③ 長所は人一倍短所が多いこと！ その分、その人の立場に立って考えようとするところが強いていえば長所かも知れません。短所は、心配性、悲観的、愚痴っぽい、短気、押しが弱い…これ以上は紙幅の関係上、割愛致します。趣味はぶらぶらと歩くこと、酒を飲むことです。
- ④ "Live as if you were to die tomorrow. Learn as if you were to live forever."
学生時代に出会ったこの言葉、つい先日、逆に覚えていたことに気づきました。

弁護士の未来を拓く

副会長 佐藤 貴則 (42期)



- ① この国の行方です。今、とても不安定な状態にあると思います。注意して見ていないとどこに行くのかわからない気がします。この状況に東京弁護士会がどう対応するのかを真剣に考える時だと思います。
- ② 誠実さ、でしょうか。努力しないとなかなか誠実にはなれませんので、その努力を大切にしています。
- ③ これを長所と言えとすれば、人付き合いがいい、です。たいがい最後まで行ってしまいます。明確な短所は、片付けができない。特に字の書いてある書類の整理が大変苦手です。趣味は料理でしょうか。今は余り作れなくなりましたが、今年のお節は作りました。鶏の唐揚げは評判がいいです。
- ④ これまでは、明日やれることは今日やるな、でしたが、これからは、今やれることはすぐやる、に変更いたします。

弁護士の誇りと輝きを取り戻すために

副会長 渡辺 彰敏 (44 期)



- ① 弁護士に対する評価，社会的評価・自己評価の双方を含めた意味での評価を高めていくことにもっとも関心があります。
- ② 人とのつながりです。武田信玄は「人は石垣，人は城」と言いました。いかなる組織も，人と人とのつながりがあってこそものと考えています。
- ③ 長所は集中力があること，短所はその集中

力が余り長続きしないこと。趣味は，読書と最近進歩の止まってしまったゴルフです。

- ④ 座右の銘ではありませんが，「やらなかったことを後悔するぐらいなら，やってしまったことを後悔する方が，よほど人生の糧になる」との言葉を肝に銘じ，何事に対してもチャレンジする姿勢でいきたいと思っています。

憲法と弁護士自治を守るために

副会長 大森 夏織 (44 期)



- ① 現行憲法の恒久平和主義，そして現行憲法下で誕生した弁護士自治は，わたしたちの誇るべき宝物です。全ての世代が手をつなぎ，皆で宝を守っていききたいと思います。
- ② 他者の志に学び，他者の思いに共感する努力。これらを大切にしたいと思っています。
- ③ 長所は立ち直りの早さです。短所は自己中・

怠惰・雑・短気・不機嫌顔（楽しんでいるのに「疲れている？」と言われ，何も考えていないのに「怒っている？」と言われる）など数多あり，あらかじめお詫びしておきます。趣味はドラマ・映画・小説などフィクションの世界にのめり込むことです。

- ④ 特にありません。

法の支配の徹底と力強い弁護士会

副会長 中嶋 公雄 (45 期)



- ① 弁護士をより魅力あるものにしたいと考えています。そして，法曹志望者が増加すること，市民が安心して弁護士を依頼できること，世の中のあるとあらゆる地域・領域に法の支配が行き渡ること，そして弁護士自治を堅持することを目標としています。
- ② 様々な人との出会いを大切にしようと考えています。
- ③ 長所は，引き受けた仕事は最後まで真面目

に取り組むことです。短所は，自分では自覚はありませんが，よく頑固だと言われます。

ヨーロッパでドライブすることを趣味としています。

- ④ 座右の銘ではないですが「時間差合議」。修習中に，裁判官に教えられた言葉です。仕事をするときには，「課題が与えられたらまずはすぐに仕事をし，その仕事は一度忘れ，再度，提出直前にもう一度見直す」ことを心がけています。

弁護士と弁護士会の発展に貢献する

副会長 湊 信明 (50 期)



- ① 先輩世代と若手世代の置かれている状況や考え方が異なってきつつある中で，両世代が互いに相違があることを認めつつ，一体となって発展し，弁護士自治を堅持していくには如何にすれば良いかという点に関心があります。
- ② 「面白きことも無き世を面白く，住みなすものは心なりけり」と高杉晋作が言ったように，何事も前向きにプラスの方向から考えていくことを大切にしています。

- ③ 長所はあまり怒らないこと，短所は上手いかなないと「自分はだめだなあ」と思い過ぎること。趣味はホットヨガで汗をかきまくること。

- ④ 一休宗純の言葉といわれている「この道を行けばどうなるものか，危ぶむなかれ，危ぶめば道はなし，踏み出せばその一歩が道となる。迷わず行けよ，行けばわかるさ」という言葉が好きです。

2015年度 役員紹介

1年間よろしくお願いたします。 監事 吉村 誠 (47期)



- ① 会員一人ひとりが社会のニーズに沿った活動に専念できるように弁護士会がどのようにサポートしていけるか。そのためにも弁護士自治は必ず守らなければならないと考えています。
- ② 相手の立場にたって物事を考えつつ、物事の全体像とディテールとのバランスをとること。
- ③ 長所は、プラス思考。短所は、いろいろあ

りますが、例えば、人にものを頼むのが苦手なこと。趣味は、毎週末のテニス（専らダブルスです）と月一回程度のバンド演奏（70年代英米ハードロックのコピー中心。ギター担当）です。

④ 論語の「己の欲せざる所は、人に施すこと勿れ」を心がけるようにしています。

役員たる自覚と緊張感を忘れず 監事 鹿野 真美 (53期)



- ① 個人的には、日本が戦争をする国にならないようにするため、今の自分にできることは何か、ということが一番です。
弁護士会の役員としては、会費問題です。
- ② 感謝の気持ちと森羅万象に対する畏敬の念です。
- ③ 長所は、「君は素直で明るい（だけ）が取り

柄だ」という意味のことを言うていただくことが多いので、そういうことにします。短所は、感情表現が大きくなりがちなところ。もちろん、わざとではありません。生理現象類似のことと、お許しください。趣味は観劇です。

④ 座右の銘ではありませんが、好きな言葉は、「冬来りなば、春遠からじ」です。

2015年度 東弁常議員 (80人)

山岸美佐子	柴垣 明彦	中山慎太郎	廣畑 牧人	大塚 康貴	阿部 泰彦	山下 麻子	山崎 岳人
佐瀬 正俊	彦坂 浩一	川村 百合	山本 志都	勝山 正雄	中川 紗希	弓田 竜	野口 成貴
林 史雄	松田 純一	菅沼 真	中村 剛	加藤 彰仁	大瀧 靖峰	友成 亮太	大野 俊介
原 希世巳	栗林 勉	新宅 正雄	後藤 正志	芳賀 成之	保原 麻帆	高遠あゆ子	木村真理子
千葉 肇	相川 裕	渡邊 慎一	上條 弘次	水島 直也	山岸 泰洋	安井 之人	内村 涼子
加園 多大	川合晋太郎	堀口 昌孝	久保木亮介	余吾 哲哉	小町谷悠介	金川 裕紀	荒木耕太郎
湯川 将	松田 浩明	松野絵里子	青島 克行	鶴澤亜紀子	早崎さやか	芝田 麻里	皿谷 将
内藤 平	木村 英明	大井 哲也	保木野秀明	稗田さやか	大森 創	石井 浩一	吉田健詞郎
神谷 晋	富永 忠祐	面川 典子	中村 一樹	余頃 桂介	星野久美子	大木 章史	若林 祐介
船木 秀信	植松 勉	細川早智子	遠藤 きみ	山添 健之	谷口 琢哉	出口かおり	湯山 花苗

2015年度 日弁連代議員 (78人)

山岸美佐子	松田 純一	菅沼 真	中村 剛	芳賀 成之	山岸 泰洋	安井 之人	大野 俊介
佐瀬 正俊	中嶋 公雄	湊 信明	後藤 正志	水島 直也	小町谷悠介	金川 裕紀	木村真理子
林 史雄	栗林 勉	新宅 正雄	上條 弘次	余吾 哲哉	早崎さやか	芝田 麻里	内村 涼子
原 希世巳	相川 裕	堀口 昌孝	久保木亮介	鶴澤亜紀子	大森 創	石井 浩一	飯谷 味央
千葉 肇	川合晋太郎	松野絵里子	青島 克行	稗田さやか	星野久美子	大木 章史	皿谷 将
加園 多大	松田 浩明	大井 哲也	中村 一樹	余頃 桂介	谷口 琢哉	出口かおり	吉田健詞郎
内藤 平	木村 英明	面川 典子	遠藤 きみ	山添 健之	山下 麻子	本橋浩一郎	若林 祐介
神谷 晋	富永 忠祐	細川早智子	大塚 康貴	中川 紗希	弓田 竜	高津 陽介	湯山 花苗
柴垣 明彦	植松 勉	廣畑 牧人	勝山 正雄	大瀧 靖峰	友成 亮太	赤瀬 康明	
大森 夏織	中山慎太郎	山本 志都	大塚 和紀	保原 麻帆	高遠あゆ子	野口 成貴	

*登録番号順・敬称略

2014年度 外国人支援団体との交流会

外国人の権利に関する委員会 委員 大川 秀史 (50期) 委員 浦城 知子 (59期)
幹事 古池 秀 (65期) 研修員 小川隆太郎 (66期)

1 交流会の新たな試み

2015年1月7日(水)、弁護士会館にて開催した。様々なバックボーンを有する支援団体関係者54名と、弁護士26名が参加し、例年になく盛り上がりを見せた。

2014年度は特に、2つの新たな試みを行った。第1に、委員が都内等70団体を目途に個別訪問を行い、本交流会の広報を行い、日常的な連携も訴えた。多くの団体から歓迎を受け、即席の法律相談会となったことも少なくない。

第2に、これまで弁護士会として比較的関わりの薄かった「外国人の教育問題」を採り上げた。全体会では、特定非営利活動法人みんなのおうちの理事・副代表の小林普子氏が「新宿における外国にルーツを持つ子どもの教育環境」について講演した。各種学習指導の中で、多様性を有する外国籍の子ども達が自らの価値に気付いていないこと、地域住民との交流が進まないこと等が明らかとなったという。また教育を受ける上での障害事由として、個々の家庭における暴力や経済的事情、更には政府の認識の欠如等が指摘された。未就学対策、補習支援、進学支援、在留資格上の制限に起因する就職難等の各課題に、弁護士会としていかなる支援をなし得るか、考え始めるべき時である。

2 第1分科会「外国人の教育に関する問題」 (古池秀幹事)

最初に、中学に進学すると制服、柔道着、体操着など学費が次々かさみ、難民の子どもが、学校を辞めてしまう。両親も生活が第一で、学校側に相談に行っても非協力的であった。就学支援制度はあるが不十分である。一層深刻な事態として、全く未就学の児童がいるといった問題提起がなされた。

この点については、①役所の中にも外国にルーツを持つ児童の教育問題に関心が高い職員もいるので、積極的に働きかけてほしい、②義務教育に関しては在留資格の有無が問題とならず、法律に根拠があるので弁護士に相談してほしい、③弁護士が介入すると交渉が上手くいったケースもあった、といった意見が出された。

ただし、②、③については、本人らに弁護士を利用する認識がないとの指摘がなされた。

次に、家族滞在のビザから就労ビザへの変更のハードルが高く、とりわけ高卒の場合は非常に難しいとの問題提起がなされた。

この点については、本人や親に対して自立のための努力を促していくことが重要である、との意見が出された反面、「努力」では解決できない問題も多く、法制度を変える必要があるといった指摘がなされた。

そのほか、日本人夫が外国人妻や子どもに対して行うDVの問題、障がいを持つ子どもの両親の情報アクセス不十分といった問題、高校生に対する奨学金制度が非常に不十分であるとの問題が提起された。

最後に、弁護士会が法務省に働きかける等して法制度を変えるためには、多くの個別的、具体的な事例を把握しておく必要があり、今後とも弁護士会と外国人支援団体等の親交を深めていきたい、という形で締めくくられた。

3 第2分科会「外国人の医療に関する問題」 (浦城知子委員)

前半は収容施設内における医療について意見交換を行った。2013年から2014年にかけて、把握している限り4件

の死亡事件が起きており、被収容者数はここ4年でおおまかに3～4割程度減少傾向にある。会場からは入管訪問団体から、先が見えない収容でほとんどの人が精神的・肉体的に苦しんでいる状態であること、日本中の収容施設・刑務所で医師が不足しており継続的な医療が受けられていないこと、頭痛や不眠に対する対症療法のみを続けることに疑問がある、などの意見が出された。イギリスの収容施設を見学した弁護士からは、イギリスでは被収容者が職員を名前で呼ぶような関係で、医師は365日来所し、外部医療も自己負担なく受けることができるシステムだった、という報告がされた。

後半は、無料低額医療制度、母子手帳、予防接種、健康診断など、在留資格にかかわらず使える（べき）制度や、医療通訳問題などについて、意見交換を行った。会場からは、在留資格にかかわらず医療提供可能な機関が不十分である、医療通訳が不足している、などの意見が出された。医療通訳については、医療保険からは通訳料が出ずボランティアに頼らざるを得ない現況にあるが、専門性が高く、ボランティア通訳では対応しきれないという問題も指摘された。また、自立支援医療（精神通院医療）について地域差があり、窓口対応が一定していないという指摘もあった。

4 第3分科会「差別とヘイトスピーチ」 （小川隆太郎研修員）

分科会の冒頭、大阪鶴橋等におけるヘイトスピーチの様子が記録された動画を上映し、参加者に実態を把握していただいた。その上で、弁護士会よりヘイトスピーチに関する現行法規制、判例、規制立法の動き等を紹介した。その後、参加者と意見交換を行った。区役所職員や難民支援者などそれぞれの立場から多様な意見が挙げられた。

弁護士から、ヘイトスピーチは人種差別だからやってはいけないという誰もが納得できる場所からスタートするべきだが、最近是人種差別をやってはいけないという規範がネットなどの影響で緩んでいるのではないかという問題提起がなさ

れた。

ある参加者からは、勉強会では若い人だけではなくて、年配の人でも、外国人に生活保護をあげるべきなのかなど普通に発言する人が増えているとの発言があった。

別の参加者から、在日外国人も含め、多くの人はヘイトスピーチ等の差別の実態を知らないのではないか、TV報道で5分程度聞いたところでわかるはずもなく、今日のように30分でも話を聞くだけで理解が異なるので、まず偏見の無い人々へ差別実態を訴える場を増やしていくことが重要との発言があった。

さらに話は差別から人権一般に対する日本人の認識へと広がった。ある参加者から、日本では、人権は何か理由があれば剥奪してもいいものだと考えられているのではないかという懸念が表明され、実際に「外国人は日本人として義務を果たしていないから、権利がないのだ」という電話を受けたことがあるとの別の参加者から報告があった。

意見交換を踏まえて今後の弁護士会と支援団体との協力方法についても話し合われ、その1つとして、差別禁止基本法が国会で審議されようとしていることから、様々な差別体験について国会議員に知ってもらうために議員要請等において協力する方向性が検討された。実際に被害者の声を聞いて考えが変わった議員もおり、差別問題に限らず、人権と義務をセットに考えているかのような風潮を打破するためにも、今後一層の協力関係の下で活動していくことを参加者は誓い合った。

5 欠かせない支援団体と弁護士会との連携

在日外国人達にとって、支援団体が諸般の悩み事を気軽に相談できる存在であるのに対し、行政機関や弁護士会は我々の想像以上に敷居が高い。従って、外国人の弁護士アクセスを改善させるためには、支援団体と弁護士会との連携が欠かせない。年1回の交流会にとどまらず、個々の団体に対し担当弁護士がフォローしていく体制の構築が強く望まれる。

英国王立刑事施設視察委員会 (HMIP) の委員をお迎えして — 英国の視察官が見た日本の刑務所と入管収容施設の現状 —

外国人の権利に関する委員会副委員長 宮内 博史 (62 期)

1 はじめに

2015年1月22日から27日にかけて、英国王立刑事施設視察委員会 (Her Majesty's Inspectorate of Prisons, 以下「HMIP」と言う) の視察委員であるヒンパル・シン・ブイ氏, コリン・キャロル氏をお迎えしました。以下では、HMIPの活動とともに、両氏が参加されましたイベントについてご報告いたします。

2 英国王立刑事施設視察委員会について

英国における収容施設視察の歴史は古く、19世紀まで遡ります。1970年代の刑務所暴動が発端となって、独立性の高い視察委員会の設置を求める声が強くなり、1982年にHMIPが設立されました。HMIPは、約70名のスタッフ (うち約40名は専属の視察官や調査官) によって構成され、その背景も弁護士や研究者、福祉関係者、元刑務所所長など様々です。年間予算は約8億5000万円に及び、相当の人員と予算、時間をかけて徹底的な視察が行われます (例として、1つの施設を視察するために2週間をかけるなど)。その結果、その勧告の約9割が施設側によって受け入れられています。

3 千葉刑務所及び入管収容施設の見学

1月22日は、千葉刑務所 (千葉市) を見学しました。刑務所では、受刑者の居室や作業場、運動場、大浴場、保護房、医務室、留置施設など様々な場所を見学しました。

1月26日は、東日本入国管理センター (茨城県牛久市) を見学しました。残念ながら、時間が限られていたこともあり、医務室や保護房は見学できませんでしたが、限られ



1月24日のシンポジウムにおけるブイ氏, キャロル氏の講演

た開放処遇スペース、曇りガラスが取り付けられ外の景色が見られない被収容者の居室、天井部も鉄フェンスで囲まれた運動場などを両氏は興味深く見学されました。その後受けた新聞記事のインタビューの中で、両氏からは、「刑務所のような」との感想が寄せられています (2月6日 Japan Times)。

4 シンポジウムや意見交換会の様子について

1月24日は入管収容施設視察に関するシンポジウムが、1月27日は刑事施設視察に関するシンポジウムがそれぞれ開催されました。両シンポジウムともに50人以上が参加され、盛況に終わりました。24日のシンポジウムにおいて、両氏からは、「入管収容施設の被収容者は犯罪者ではない。できるだけ自由を享受しなければならない」ことが繰り返し強調され、その原則に則って、英国では厳格な視察を行っていることが話されました。また、視察委員会が社会的認知度をあげ、権限と実効性を増加させるためには、委員

会自らが社会に向けて自由に発信できる環境整備が必要であるとの所見を述べられました。27日は、シンポジウムの前に日本の刑事施設視察委員との意見交換会も行われ、その後のシンポジウムにおいては、具体的な視察基準の策定、視察委員会の権限や社会的認知度を増加させるための方策等について質疑応答がなされました。

5 さいごに

英国の入管収容施設においては、携帯電話やインターネットの利用は自由、被収容者は自ら器具を使って調理をしたり、ジムで運動したり、音楽教室や英会話教室に通ったりすることができます。他方、日本の被収容者にはこのような自由は一切ありません。

日本も締約国である市民的及び政治的権利に関する国際規約10条1項は「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」と規定しています。しかしながら、現状においては、「保安上の理由」等によって、いとも簡単に被収容者の自由は制限され、看過されがちです。だからこそ、原理原則に則った厳格な審査を行う独立かつ強力な機関が必要とされています。ブイ氏、キャロル氏のお話からは、法の護り手としての自負と矜持を感じるとともに、英国の高い人権意識を垣間見ました。お二人の来日が我が国における被収容者の処遇改善の転機になるよう、我々弁護士に期待されるところは大きいと感じています。

公益通報者保護法の改正に向けて —シンポジウム「『情報』をめぐる二つの保護法」の開催—

公益通報者保護特別委員会委員長 横山 敏秀 (57期)

1 シンポジウム開催のきっかけ

当会公益通報者保護特別委員会は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）と共同で、本年1月26日（月）午後6時から弁護士会館クレオにおいて、「『情報』をめぐる二つの保護法～『公益通報者保護法』と『特定秘密保護法』～韓国の公益通報制度との対比から考える」と題したシンポジウムを開催した。

もともと当委員会が韓国の公益通報制度に関心を抱いたのは、国立国会図書館の白井京氏が2011年9月30日に施行された韓国の公益申告者保護法を翻訳して紹介して下さったことに遡る。この翻訳を基に2011年12月6日の東京三会公益通報問題研修会において白井氏が韓国の公益通報者保護法制を説明されたが、通報者の保護を徹底して図るために通報者の秘密を漏洩した場合や通報を理由とする不利益を課した場合の罰則規定の存在や通報を促進させるための報奨金規定の存在などその先進性に驚かされたのである。

2 韓国を訪問しての調査と意見交換

ただ、規定の存在に驚いているだけでは我が国の法制度との有意義な比較ができず我が国の公益通報者保護制度の問題点が浮かび上がってこない。こうした規定が実際にどのように運用されているのか実態を調査する必要性を感じていた。そこで、当委員会では、韓国における実態調査を行うことになり、2014年10月20日から22日の3日間にわたり日弁連と共同で韓国における実態調査を行った。なお、共同調査団のコーディネーター兼通訳として白井氏にも参加していただくこととなり、さらに韓国語に精通した宋



昌錫委員にも加わっていただき、マスコミや公益通報制度の研究者も含め総勢19名となった。

初日の午後に訪問した「国民権益委員会」は、官民の公益通報を専門的に受け付ける行政機関である。我が国ではこうした公益通報を受け付ける専門の行政機関は残念ながらまだ存在しない。この国民権益委員会の方々の説明は、公正かつ清廉な社会の実現に対する強い熱意を感じさせるものであった。2日目の午前には、公益通報の支援センターを開設している韓国有数のNGOである「参与連帯」を訪問し、韓国における公益通報の実情や問題点の説明を受け、午後からは、実際に通報したために会社から不利益処分（いわゆる通報被害）を受けた通報経験者2名からお話を聞き、法律自体に通報者保護の規定があっても通報被害を完全には防止できなかった悲しい現実を直視させられた。最終日の午前には「国会立法調査処」（韓国国会の立法補佐機関）において「韓日公益通報者保護制度の争点と課題」と題する公開シンポジウムを開催していただき、日韓双方の率直な意見交換がなされた。特に印象深かったのは韓国

において報奨金目当てのプロの申告者が相当数存在しているにもかかわらず報奨金制度を廃止する方向での法改正は考えていないということで、ここでも社会の公正・清廉さや透明性への並々ならぬ情熱を感じたことである。そして、午後には韓国最大の法律事務所（弁護士数は約700名）である「キム&チャン法律事務所」を訪問し、韓国の司法制度の実情と、企業側弁護士から韓国の公益通報制度の現状と問題点の説明を受け、帰国した。

この3日間の韓国調査は非常に有意義であったが、それ故に却って我が国の公益通報者保護制度が未だ世界標準に到達していないことを痛感させられるものでもあった。

こうして、我が国においても現行の公益通報者保護法を見直していく気運を盛り上げていくためにシンポジウムを開催することとし、同じ情報に関する法律で、廃止も含めた見直しが必要な特定秘密保護法に制度設計されている内部通報制度をシンポジウムで取り上げることとなった。

3 シンポジウムの内容

総合司会は宮城朗委員が担当し、津幡智恵子委員が韓国調査の成果を踏まえ日本と韓国の公益通報制度の比較について報告を行い、光前幸一委員が特定秘密保護法における内部通報制度の問題点を報告した。

この報告を踏まえ中村雅人委員がモデレーター（司会者）となりパネルディスカッションを行った。パネリストとして清水勉会員、樋口千鶴副委員長、筆者が参加し、特別ゲストとして、韓国調査において、通報経験者としてヒアリングに応じてくださったチョン・ジングク氏をお招きした。清水会員は特定秘密保護法の下での内部通報の問題点を指摘し、これを承けて筆者が公益通報者保護法の問題点を韓国調査の成果を基に指摘し、チョン・ジングク氏が自らの体験を基に韓国における実情を説明した。チョン・ジングク氏は自らに不利益を課した会社を退職し、今では国会議員の秘書になり、通報被害の経験を立法に生かそうとして活動されているそうである。チョン・ジングク氏の説明や

問題点の指摘には自らの辛い体験に裏打ちされたものであるだけに非常に説得力に富み、その提言された今後の立法のアイデアには学ぶべき点も多く感じられた。このチョン・ジングク氏の説明の合間であるが、樋口副委員長が東京都教育委員会公益通報弁護士窓口での経験に基づき現状の問題点などを説明し、筆者も韓国調査を基に罰則の導入等により通報者の保護を徹底すること並びに通報窓口の一本化や要件の緩和など行政通報のあり方についても見直すことを提言した。匿名化ソフトを用いた内部告発サイトを立ち上げた八田真行駿河台大学講師からも会場発言をいただき、最後に清水会員から通報者の保護のあり方についてのまとめの発言があった。なお、本シンポジウムの通訳は全て宋委員をお願いした。

4 今後の課題

韓国調査及び本シンポジウムの成果を生かして我が国の公益通報者保護法の見直しにつなげていかなければならないと痛切に感じた。そのためには韓国の公益通報制度を広く知ってもらう必要があるので、本シンポジウムの反訳とともに韓国調査の詳細な報告と我が国の公益通報制度の改善提案を出版物として上梓し、消費者庁等と活発で建設的な協議をしていく予定である。

5 最後に

今回の韓国調査は、白井氏のご尽力がなければ実現しなかったし、宋委員の献身がなければここまでの成果は得られませんでした。また、同道されたマスコミ関係者の方からも貴重なご意見をいただきました。とりわけ、韓国の各訪問先においては大変な歓迎をいただき、日韓の平和・友好の重要性を肌で感じることができました。最後になってしまいましたが、これらの皆様に、心から感謝申し上げます。

2015 年 香港法律年度開始式に参加して

国際委員会委員 三坂 和也 (64 期)

はじめに

当会は、2012年2月に、山中尚邦副会長、石井藤次郎国際委員会委員長（いずれも当時）らのご尽力によって、香港のバリスター（法廷弁護士）が所属する香港大律師公会（HKBA）及びソリシター（事務弁護士）が所属する香港律師会（LSHK）との間で友好協定を締結している。

2014年度も、昨年に引き続きLSHKから香港法律年度開始式のご招待をいただき、当会からは、栗林勉副会長（2014年度。以下、肩書きはいずれも同年度のもの）、国際委員会の早川吉尚副委員長、今里恵子委員、小山隆史委員、山口雄委員と私の6名が、1月12日と13日の2日間にわたり香港を訪問した。

Presidents' Roundtable

1月12日の開始式当日は、午前9時30分から、開始式に先立ち、世界各地の弁護士会の会長、副会長等を招いた Presidents' Roundtable（意見交換会）が開催された。招待客は総勢51名で、日弁連、東京弁護士会、大阪弁護士会のほか、中国、オーストラリア、ドイツ、パリ、イギリス、マレーシア、マカオ、フィリピン、カンボジア、ロシア、シンガポール、ルクセンブルク等の全国弁護士会・単位弁護士会からの参加があり、またIBA、UIA、LAWASIA等の国際法曹団体の代表者も多数参加して、きわめて国際的なイベントになった。日本からは当会の栗林副会長、早川副委員長のほか、鈴木五十三LAWASIA会長、田邊護日弁連副会長、石田法子大阪弁護士会会長らが参加し、短いながら参加者全員がそれぞれ挨拶を行った。

その後、キーノートスピーチとして、中華全国律師協会（ACLA）の副会長から中国弁護士の急激な増加（現在律師資格を有するのは約25万人）について、オーストラリア



左から、田邊護日弁連副会長（山梨弁）、香港律師會副会長Melissa Pang氏、栗林勉当会副会長、相馬卓日弁連国際室囑託（新潟弁）
※肩書きはいずれも2014年度のもの

（LCA）の女性弁護士から法曹の世界における男女共同参画について、田邊日弁連副会長から日本の司法制度改革の現状についてそれぞれ話があり、ルクセンブルクの弁護士からABS（非弁護士参加型法律事務所）について話があった上で、フリーディスカッションに移った。主にコモンロー系の国の弁護士からは、「弁護士業はすでにサービス産業であり、インターネットなどで情報収集し、労賃の安い海外の事務所に下請け等する時代であるので、弁護士のみが法律事務所を経営するというのは時代遅れである。今後は、民間の大資本による事務所経営や、法律事務所の上場なども認められるべきである」という論調が多かったのに対し、フランスなど大陸法系に属する弁護士からは、「利益相反、秘密保持、政治権力からの独立、基本的人権の擁護など、弁護士業務は特殊性があるので、他の産業と異なり、弁護士以外が法律事務所を経営することは認められない」という反論がなされた。最後は、LSHKの副会長から、香港はコモンローの国とシビルローの国のハブとしての役割を果たしたいとのまとめがなされた。それぞれ参加者が自由に討議に参加できたのは非常によかった。Presidents' Roundtable

後には、HKBAとLSHKの共催による昼食会が開催され、多くの外国弁護士会の幹部が招待されていた。当会からは栗林副会長、早川副委員長、小山委員が参加した。これら世界各地の弁護士会士のいわば首脳会合に当会が参加してプレゼンスを示せたことには大きな意義があった。

各所の視察訪問

昼食会が終わると、今里委員、小山委員、山口委員、私の4名が、香港島の中環にある香港証券先物委員会（Hong Kong Securities and Futures Commission, 通称「SFC」）及び香港証券取引所（Hong Kong Exchanges and Clearing Limited, 通称「HKEx」）の視察訪問に参加した。

視察訪問後、私たちは、開始式に参加するため、シティホールに移動した。午後4時30分頃から、警察儀仗隊によるシティホール前広場のパレードにより開始式が始まり、パレード終了後、裁判官、弁護士、司法省幹部など多くの法曹関係者が、法廷用のウィッグとローブをまとってシティホール内の講堂に入場した。香港司法機構終審法院の首席法官（首席裁判官）であるGeoffrey Ma氏が最後に入場したが、Ma氏に対して多くの警察官が敬礼をしている姿を見て、首席裁判官の香港における権威ある地位を感じることができた。

開始式

パレードと法曹関係者の入場が終わると、Ma氏と、律政司司長（司法長官）のYuen氏、HKBA主席のShieh氏、LSHK会長のHung氏によるスピーチが英語で行われた。

まずMa氏は、香港社会における法の支配（rule of law）の重要性を説き、法の支配が政治によって曲げられることがあってはならないと強調した。その上で、学生デモに対する占拠場所立退きの裁判においても、学生側に司法へのアクセスや準備書面等の提出機会が十分保障され、また判決理由も丁寧に示された点などを挙げて、法の支配が全うされたと述べた。Yuen司法長官は、政府側の立場から、さらに踏み込んで、民主主義や選挙制度のために違法行為を行ってよいということはありませんと述べ、今後もこのような違法行為を行わないよう「忠告」した。

これに対し、Shieh主席は、昨年6月以来の白書問題で

はHKBAが中国を当初から批判していたこと（北京の中国国務院新聞弁公室が2014年6月に発布した白書（「一国二制度」在香港特別行政区的实践）が、「香港の裁判官は愛国的でなければならない」と言明したことに端を発する問題）を強調し、中国のいう法の支配は、rule of lawではなくrule by lawであると強く批判した。その上で、法の支配の意味をミスリードしてはならず、誤導があればそれを正していくのが弁護士としての役割であることを強く述べた。

他方、Hung会長は、デモは政治的な運動であって、弁護士がどちらかの立場に立つべき問題ではないとして、会としては中立的な立場を取らざるを得なかった理由を説明した。また、刑事裁判における援助制度や、裁判の敗訴者負担制度での負担率の低さなどの実務的な問題についても触れていた。

おわりに

開始式の後は、シティホール内の別会場でカクテルパーティーが開催され、ウィッグとローブを着用したまま来場している裁判官、弁護士らと、カクテルを片手に親睦を深めることができた。当会からの出席者も、今里委員が華麗な着物を召して参加し、注目を大いに集めるなど、多くの方々との交流を持った。

午後8時からは、中環のレストランで盛大なディナーパーティーが開かれた。昼食会に引き続き、アジア太平洋、ヨーロッパなど世界各国の弁護士が参加し、また、前出の首席裁判官も参加して、お酒も進んで楽しい時間が過ぎた。宴も終盤に差し掛かると、各国からの参加者がテーブル間を移動して情報交換を行うようになり、非常に充実したパーティーとなった。

翌13日には、LSHKのHung会長以下役員の方々との間で、当会（国際委員会の5名）とのスピノフ・ミーティングを設定し、2015年度に開催を計画している当会とLSHKとの共催セミナーについて詳細な打合せを行った。当会としては、今後も引き続き、HKBA及びLSHKとの間で友好協定を継続し、友好関係を深めていく予定である。さらに、シカゴ弁護士会やバリ弁護士会等、他の弁護士会との友好協定も発展させ、当会のグローバル化をさらに推し進めていきたいと考えている。

沖縄視察

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35 期)

1 沖縄の現況と視察の目的

(1) 人権擁護委員会・沖縄問題対策部会では、沖縄において、1995（平成7）年9月、米兵による少女暴行事件が発生したのち、毎年、沖縄視察を行なってきた。

今回は、以下に述べるとおり、法的に、また政治的に強い批判がある中で、名護市辺野古およびこれに隣接する水域に普天間飛行場の代替施設を建設する事業が国によって強行され始めたことから、この問題に重点を置いて視察することにし、2泊3日（2015年1月16日から18日）の全日程を名護市に宿泊して行なった。

(2) 国（沖縄防衛局）は、2013（平成25）年3月、辺野古移設に向けた公有水面埋立を沖縄県に申請した。沖縄県（仲井真弘多知事 ※当時）はこれを承認することに消極的な姿勢を示していたものの、同年12月27日、一転して承認するに至った。

公有水面埋立法によると、埋立申請を承認する要件として、国土利用上適正かつ合理的であること、環境保全について十分配慮されたものであること、などが必要である（同法4条1項）。

ところが、沖縄県自体（環境生活部）、2013（平成25）年11月30日、「申請書に示された環境保全措置では不明な点があり、事業実施区域周辺の生活、自然環境保全についての懸念が払拭できない」との意見を出している。また、日弁連では2013（平成25）年11月21日、意見書を公表し、埋立が公有水面埋立法の承認要件を満たしていないことから、沖縄県知事に対し、承認すべきではない旨を提言した。さらに沖縄県知事の承認がなされた直後である2014（平成26）年1月15日、沖縄弁護



名護市役所前で

士会は、この承認に反対する会長声明を出している。

(3) このように、埋立について法的な疑義が指摘される中で、2014（平成26）年11月に実施された沖縄県知事選挙では辺野古移設に反対を表明する翁長雄志氏が当選し、承認をした仲井真氏が敗れた。しかしながら、強い反対がある中でも国は埋立に向けての準備作業を進めている。このため、辺野古の現場では、国の作業に体を張って反対する動きがみられ、目下、重大な問題となっている。

2 名護市役所訪問（第1日目）

私たち一行8名は那覇空港から名護市に直行した。この日は名護市役所を訪ね、職員のかたにお話をお聞きした。その概要は、次のとおりである。

- ① 代替施設は1800mの滑走路をもち、代替とはいいながらも燃料栈橋や弾薬搭載エリアなど普天間飛行場にはない機能も備えられている。
- ② 埋立計画に対し、仲井真元知事は、反対の姿勢を

一転し、承認した。これに対し、名護市は疑義照会をしたが適確な回答はえられなかった。

- ③ 埋立に関する許認可権限は原則として沖縄県にあるが、名護市にも、漁港施設占用等許可、見謝川の水路切り換えなど限られた範囲ではあれ許認可権限がある。
- ④ 埋立による影響について名護市は、環境保全に重大な問題があり、事業実施区域周辺域の生活環境および自然環境の保全を図ることは不可能であると考え、強く反対している。
- ⑤ 辺野古埋立による基地ができた場合でも名護市の歳入がさほど期待できるわけではない。逆に、基地を建設せず、現在ある米軍施設をなくした場合の経済的効果は、県内で行なわれている基地跡地の利用の実績からみて、雇用者所得や雇用者数の飛躍的拡大などにより、大きいものが期待できる。

3 東村高江のヘリパット（第2日目午前）

沖縄本島北部に、やんばるの森とよばれる豊かな自然はぐくむ森がある。この中の高江に、森を切りひらいて直径75mのヘリコプター離着陸帯（ヘリパット）を移設する計画があり、高江区では2度にわたり反対の決議をした。その上で、建設予定地の入口に住民がテントを張り、いざという時には座り込みをしようとの決意を示している。

4 辺野古（第2日目午後）

キャンプ・シュワブのゲート前では約200名が基地内に埋立のための器材を搬入させまいとして、基地内にいる警察官と対峙していた。また、砂浜には埋立反対活動をするためのテントが常設されている。この日も海上保安庁と反対派の間で、海上でトラブルがあった。辺野古の現地を視察したのち、私たちは、被告を沖縄県とする公有水面埋立承認処分取消訴訟の弁護団、原告団のかたからお話をお聞きした。

承認取消が認められるためには、当事者適格などの前提要件を満たした上で、埋立の必要性、環境アセスメントの



キャンプ・シュワブのゲート前での抗議行動

妥当性、裁量権行使の逸脱の有無などが争点になるといわれている。

埋立予定地は辺野古崎周辺および大浦湾の一部であるが、多様なサンゴからなるサンゴ礁、そこに生息する魚類、また浅海に広がる海草藻場、これを餌とするジュゴンなど豊富な生物が生息している。このため、環境省、沖縄県から重要な自然環境として評価されてきたし、ジュゴンの保護については国際機関からも注目されているところである。

この環境を守るか、それとも米軍基地を造ることが必要なのか、が問われている。

沖縄県知事が交替したことにより被告たる県の対応が変わる可能性がある。国は、早速、これに備えて訴訟の当事者参加の手続をとった。

5 今後の展開

沖縄県では、2015（平成27）年1月、外部の委員から成る、仲井真元知事による埋立承認の検証委員会が設置された。

この検証委員会が、早ければ2015（平成27）年4月にも結論を出す可能性があり、沖縄県が承認を取り消す可能性がある。仮にそうなった場合には、国は承認取消を争うとみられる。

普天間基地の辺野古移設問題は、2015（平成27）年に、早くも正念場を迎えることになった。

集団的自衛権にノー！ かながわ大集会に8000人が参加

憲法問題対策センター委員長代行 中本 源太郎 (28 期)

2月21日、横浜弁護士会主催、日弁連、関弁連、東京三弁護士会が共催した集団的自衛権に抗議する集会が横浜の山下公園で行われた。集会には、関東近県（中には岐阜県弁護士会会員も参加）から8000人の市民と弁護士が旗や幟、プラカードを手に詰めかけ、「集団的自衛権ノー！」「平和が一番」の決意を新たにした。わが東弁からも、高中正彦会長、伊藤茂昭次年度会長を先頭に50名以上がたすき掛けで参加。リレートークでは、「集団的自衛権はいらない。必要なのは集団的不戦の誓い」（浜矩子同志社大学教授）、「名古屋高裁で違憲と断定されたイラク派遣で28人の自衛隊員が自殺した。後方支援活動とは何かが問われる」（半田滋東京新聞論説委員）、「積極的平和主義とはアメリカと一緒に軍事力を用いて介入する積極的介入主義だ」（阿部浩己神奈川大学法科大学院教授）、「戦争は最大の人権侵害、平和が人権保障の基本」（村越進日弁連会長）の訴えが続き、国会議員からも連帯の挨拶が表明された。集会後は、みなとみらい方面、桜木町方面と二手に分かれてパレードが繰り



広げられ、集団的自衛権ノーの声が沿道に響き渡った。

集団的自衛権容認の閣議決定を実行に移すための安保法制の作成作業と与党協議が続いており、5月の連休明けにも法案が国会に提出されようとしている。平和憲法が改正手続きも経ないで壊されるかどうかの瀬戸際であり、まさに正念場。「人権擁護の砦」＝弁護士会の活動も真価を問われている。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第46回 「女の平和」1.17国会ヒューマンチェーン報告

憲法問題対策センター委員 杉浦ひとみ (51期)

2014年7月集団的自衛権が閣議決議され、今後、他国のために戦うことのできる具体的な法律が作られ戦争に近づいていく気配を感じた夏の終わり、これまでデモも抗議行動もしたことのない女たちの「今、私たちが何かしなくては」という声があちこちで起こっていました。背中を押された女たちが意を決し「女たちは人を殺し合うのは嫌いです。よその国の戦いに加わりません。子どもたちを戦争に行かせません。憎しみ



国会をバックに 写真提供: WAN

と戦いを拡大させません。女たちは、集団的自衛権の行使を認めません」そんな訴えをもつて2015年1月17日に国会を取り囲もうと呼び掛けました。行動のテーマは「女の平和」。この語を検索すると、男女平等の国アイスランドで、1970年「レッド・ストッキング」という古い因習を打ち破る運動を見つけました。私たちは、この史実に倣い赤を身につけて、今の政権にレッドカードを突きつけようと、華やかで楽しそうだと、一致しました。こうして、全国に呼びかけ人を募り、ヒューマンチェーンを作る準備を進めていきました。ところが、12月14日に降ってわいたような衆議院選挙での自民党の大勝。政策が支持されたと平然と言う安倍晋三首相に対し、直後となるオール女性を冠したこの行動、失敗は絶対に許されないと緊張感が高まりました。果たして当日は朝から晴れわたりました。国会の1周は2キロ弱で、約2500人でチェーンができます。11時頃から徐々に人が集まりだし、どんどん明るさ、華やかさと元気な雰囲気があふれてきました。

国会正門前に簡単なステージを作り13時から湯

川れい子さん、澤地久枝さん、落合恵子さん、神田香織さんや福島の問題を武藤類子さん、沖縄の問題を高里鈴代さん等タリレートークが次々に続きました。チェーンが作れるだろうかという当初の不安を打ち消すように、あっという間に国会議事堂が赤の波に囲まれました。14時から15時の間に4回結んだチェーンは2重3重になり、取り囲んだ赤色の参加者が手をつなぎ、鎖を突き上げての大きなシュプレヒコールで国会を包囲しました。

人波はずっと増え続け、実行委員側の確認では、参加者は7000人を優に超えていました。なお、今回は、国会周辺に集まって下さったみなさんに、国会正門前でのスピーチやコールのリードが一斉に伝わるように、国会の周りをぐるりと有線をつなぎ、一部道路を横断する箇所では、配線の防護シートによる事故のないように、その間は無線で飛ばすという高度な技術を使い、国会の周りを一丸にすることができました。

この行動は、組織での人集めをすることなく、呼びかけ人からひとりひとりへのお誘いと、新聞を見たという個人での参加が多かったことが特徴でした。まさに、「主権者は私たちです」というコールを裏打ちするものでした。そして、行動は東京にとどまらず、同日、雪の札幌や、南国の長崎、先立つ10日に徳島でも「女の平和集会」がもたれたほか、



長崎での集会

ハワイやシカゴでも「女の平和」行動がありました。

一般参加の弁護士の他、警備担当にあたった弁護士、カンパで貢献していただいた弁護士など、多くの弁護士も一緒に行動していただきありがとうございました。

秘密保護法 解説

第18回 シンポジウム「動き出した秘密保護法—検察, 裁判所にこの法律の暴走が止められるか?」開催!

秘密保護法対策本部副本部長 出口 かおり (64 期)

2014年12月, ついに特定秘密保護法が施行された。今後の課題は, この法律の暴走を如何に食い止めるかである。そのような問題意識から, 市民生活に関わりのありそうな事項を特定秘密に含んでいる別表3号(特定有害活動の防止)と4号(テロリズムの防止)に焦点を当て, これらの別表に関わる公安警察の暴走を検察官や裁判所は止められるかというテーマで本年2月17日にシンポジウムを開催した。施行後ということもあって, 参加者が少なくなることを心配したが, 100名を上回る盛況だった。

基調講演

基調講演は, 「売国」(文藝春秋)で秘密保護法がらみの検察捜査を描いた, 小説家の真山仁氏。新聞記者出身の同氏は秘密保護法に強い懸念を抱いており, この作品を書くためにアメリカで取材をしたときのエピソードとして, 政府関係者ですら, 「政府は必ず嘘をつく。秘密は必ずいつか開示するというルールを作る。政治は何かを秘密にすればするほどおかしくなる」と指摘していた, NGOやNPOの情報公開請求活動も活発だったという。日本は, 他国にもあるからと性急に秘密保護法を作ってしまった。正しく使われているか, 知る権利を守るために多くの人が関心を持つことが大切だと訴えた。

パネルディスカッション

パネルディスカッションでは, 元北海道警察釧路方面本部部長の原田宏二氏, フリージャーナリストの常岡浩介氏, 常岡氏の代理人として捜索差押えに対する準抗告申立をした当対策本部の本部長代行の堀敏明弁護士と, 真山氏も加わって意見交換した。

原田氏は, 警察署長時代に署内の警備公安から業務報告がなく, 何をしているか全くわからなかった,

公安警察は刑事警察と異なり検察庁に事件を送致し起訴, 有罪に持ち込むという発想がなく, 対象団体や人物の身辺調査をすること自体を目的としているので歯止めがない, 公安委員会は名ばかりの存在でチェック機能を果たしていない, 公安警察が秘密保護法の解釈運用に関わったらどのような運用をするかわからないと指摘した。

常岡氏は, IS(「イスラム国」)に潜入取材できた先進国のジャーナリスト2名のうちのひとりで, 昨年9月, ISの司令官から「湯川さんの裁判を行うから取材に来ないか」と連絡を受けたことを契機に, 裁判の通訳を依頼されたイスラム法学者の中田考氏とともに, 湯川さん救出のためにISへ向かう準備をしていたところを, 警視庁公安部外事三課に私戦予備・陰謀罪の容疑で家宅搜索され, 同罪の被疑者とされて, 出国できなくなった。他方, 外事三課は, 湯川さんがISで拘束されていることを昨年8月に知ったにもかかわらず放置し, インターネットに身代金要求の動画が出て大騒ぎになってようやく捜査本部を設置しただけだった, 外事三課が人質救出に動かず, 私戦予備・陰謀罪容疑を口実に情報収集を優先したことは許しがたいと, 厳しく批判した。

堀弁護士は, 準抗告を申し立てるにあたり, 明治以降適用されたことのない私戦予備・陰謀罪という被疑事実を外事三課及び令状裁判官がどう特定していたのかわからなかった, 準抗告をしたらこれを棄却した合議体が「一件記録によれば」の一言でほとんど理由も付さず簡単に同罪の嫌疑があると認めたことに呆れ, 私戦予備・陰謀罪という構成要件の曖昧な条文でも簡単に捜索差押許可状が出, 準抗告で争っても裁判所が簡単に同罪の嫌疑があると認めたことに照らし, 特定秘密保護法の罰則規定の解釈や適用もルールに行われるおそれがあると訴えた。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第28回 最高裁判所第1小法廷平成26年10月23日判決
(広島中央保健生協(C生協病院)事件)〔労働判例1100号5頁〕

労働法制特別委員会委員 中野 真 (63期)



1 事案の概要

上告人(以下「X」という)は、平成6年3月21日、被上告人(以下「Y」という)との間で、理学療法士として期間の定めのない労働契約を締結し、平成19年7月1日には訪問リハビリ施設Bの副主任となった。

平成20年2月、Xは第二子を妊娠したことから労基法65条3項に基づき軽易業務への転換を希望し、これを受けたYは、同年3月1日、病院内でのリハビリ科(以下「リハビリ科」という)に異動させ、副主任を免ずる旨の辞令を発した(以下「本件措置1」)。

Xは、同年9月1日から同年12月7日まで産前産後の休業をし、同月8日から同21年10月11日まで育児休業をした。

平成21年10月12日、Yは、育児休業を終えて職場復帰したXを訪問リハビリ施設Bに異動させたが、同施設にはXに代わる副主任を配置済みであったことから、Xを副主任に戻さなかった(以下「本件措置2」)。

Xは、これに抗議し、管理職手当(月額9500円)及び債務不履行に伴う損害賠償を求めて本件訴訟を提起するに至った。

2 裁判所の判断

(1) 第一審、原審では本件措置1(降格)が有効とされたが(副主任を免ずることについて同意があるとして、降格が権利濫用にあらず、均等法9条3項の違反もないとされた)、最高裁は、法廷意見において、本件措置1について、均等法9条3項

違反の疑いを指摘し、原判決を破棄差し戻した。

なお、櫻井龍子裁判官は本件措置2と育児法10条との関係について補足意見を述べている。

(2) 最高裁の法廷意見では、妊娠又は出産を理由とする不利益取扱いを禁止する均等法9条3項が強行法規であることを前提に、「妊娠中の軽易業務への転換を契機として降格させる事業主の措置は、原則として同項の禁止する取扱いに当たる」としつつ、①「当該労働者が軽易業務への転換及び上記措置により受ける有利な影響並びに上記措置により受ける不利な影響の内容や程度、上記措置に係る事業主による説明の内容その他の経緯や当該労働者の意向等に照らして、当該労働者につき自由な意思に基づいて降格を承諾したものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するとき」又は、②「事業主において当該労働者につき降格の措置を執ることなく軽易業務への転換をさせることに円滑な業務運営や人員の適正配置の確保などの業務上の必要性から支障がある場合であって、その業務上の必要性の内容や程度及び上記の有利又は不利な影響の内容や程度に照らして、上記措置につき同項の趣旨及び目的に実質的に反しないものと認められる特段の事情が存在するとき」には、同項の禁止する不利益取扱いにはあたらないとした。

その上で、本件においては、降格によるXの不利益は重大で明らかであるにもかかわらず、軽易作業への転換措置がXにどの程度の負担軽減をもたらすか不明で、副主任業務の実態もわからず、Xが軽易作業への異動・降格に応じた際、降格措置が産休からの復帰後も継続されるものであったことも明示されていなかったこと等を理由に、①は

認められず、②についての審理は不十分として、原審に差し戻した。

- (3) 櫻井龍子裁判官は、育児休業を理由とする不利益な取扱いを禁止する育介法10条が強行規定であることを前提に、「育児休業から復帰後の配置等が、円滑な業務運営や人員の適正配置などの業務上の必要性に基づく場合であって、その必要性の内容や程度が育児・介護休業法10条の趣旨及び目的に反しないと認められる特段の事情が存在するときは、同条の禁止する不利益な取扱いにあたらぬ」として、復帰後の配置が軽易作業変更前の原職と異なる場合には、原則として不利益取扱いにあたることとした（法廷意見と異なり、同意による例外については言及していない）。
- (4) 本法廷意見、補足意見を受けて、男女雇用機会均等法解釈通達、育児・介護休業法解釈通達の改正がされている（平成27年1月23日雇児発0123第1号）。

3 解説

- (1) 本件措置1は、人事権の行使としての降格（降職）である。人事権の行使としての降格の有効性を検討するには、通常、①労働契約上の根拠の有無、②権利濫用の有無、③強行法規違反の有無を検討することになる（労働事件審理ノート〔第3版〕79頁以下参照〔配転について〕）。
- そして、法廷意見では、③について、均等法9条3項に反しないかが検討とされ、軽易職務への転換に伴う降職については、原則として均等法9条

3項の不利益取扱いに該当するとし、例外について、相当厳しい要件を課した（「自由な意思に基づく」承諾については、賃金債権の放棄に関するシンガーソーイングメシーン事件〔最二小判昭和48年1月19日民集27巻1号27頁〕等でもみられるところである）。

このように、降格について、原則として不利益取扱いとした理由の一つとして、最高裁は、均等法指針（平成18年厚労告614号）で降格が不利益取扱いの例示とされていることを挙げている。降格と、均等法指針において不利益取扱いとして例示されている他の措置との間で、区別を設ける合理的理由はないことからすれば、今後、均等法指針で挙げられているその他の不利益取扱いについても、原則として均等法9条3項に反すると判断される可能性はある（前掲の改正通達も同趣旨である）。

- (2) 本法廷意見、補足意見によれば、企業としては、原則的には、出産のために休業をする女性管理職のために、管理職のポジションを空けておかなければならず、この点で、企業に負担が課されるわけであるが、女性が安心して出産ができ、育児をしながら働ける社会を作るためには、そのような負担の甘受が企業に求められるということであろう。具体的には、管理職のAが妊娠、休業した場合、Aを管理職に留めたまま、別の労働者Bに、Aの管理職業務を代行させ、Aが育児休業から復帰した後は、Aが管理職業務を再開するという対応が考えられるが、使用者としては、このような管理職の頻繁な変更が業務に多大な支障を及ぼすような特段の事情を立証する必要がある。

研修報告

東京三合同研修「取調べ録画時代の弁護活動～録画に負けない弁護活動、録画を生かす弁護活動～」を受講して

刑事弁護委員会研修員 永里 桂太郎 (66期)

1 序

取調べの可視化が一部実現するのに伴い、刑事弁護に携わる我々も可視化に対応した弁護活動を行わなくてはならない。

以下は、平成27年1月15日に実施された、前田裕司当会会員、古田茂第二東京弁護士会会員による「取調べ録画時代の弁護活動～録画に負けない弁護活動、録画を生かす弁護活動～」に関する研修の概要と、受講後の感想である。

2 講義概要

本研修は、可視化と取調べ録画をめぐる現状報告の第1部と、モデルケースを題材に可視化の下でのあるべき弁護活動を検討する第2部という2部構成で行われた。

(1) 第1部「可視化と取調べ録画をめぐる現状」の概要

第1部では、まず、検察庁及び警察での録音・録画の試行状況、法制審議会での議論経過及びその結果が紹介された。そこでは、裁判員裁判対象事件、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の事件、精神障がいにより責任能力が疑われる被疑者の事件、検察庁独自捜査事件のほぼ全件が、少なくとも検察庁取調べにおいては録音・録画されるようになっていく現状が報告された。

次に、捜査段階での取調べDVDが公判において証拠として採用された全国の例が紹介された。その中には、DVDが自白の任意性・信用性立証のために採用された例と実質証拠として採用された例とが紹介された。ただし、取調べDVDが実質証拠として採用された例は、公判で被告人の記憶が減退し、事実に関する供述ができなかったという特殊事情下での例であり、裁判所も実質証拠としての採用には慎重な姿勢がうか

がわれることに注意が必要とのことである。

(2) 第2部「否認事件での取調べ録画への対処」の概要

第2部では、実際の否認事件を元にしたモデルケースを元に、模擬接見、模擬取調べのDVDを見ながら、可視化の下でのあるべき弁護活動に関する講義が行われた。

まず、捜査段階では、署名押印拒否戦術が無効となるため、黙秘が原則となり、黙秘を解除する必要があるかどうかを検討することが重要とのことである。

また、すでに不利益な調書が作成されてしまった場合には、その挽回のため、取調べ時にこちらの主張を積極的に話し、それを録画させるという手法が採りうるということが紹介された。ただし、この手法を採るときには、被疑者に供述させる部分を明確にし、被疑者と取調べのシミュレーションを繰り返してから実行することが重要とのことである。

さらに、公判の段階では、取調べDVDを精査し、不利益供述に至った心理状況、経緯を浮き彫りにすることが必要であること、DVDを効率よく検討するには被疑者ノートを参考に重要な取調べを探ることやDVDを全部反訳した上で検討することが有益であるとの示唆もあった。

3 感想

モデルケースに沿いながらあるべき弁護活動を検討する内容で非常に有益な研修だった。可視化に伴い、黙秘が容易になる、自白の任意性の検証が可能になるというメリットがある一方、被疑者の不合理な供述や不合理な弁解がそのまま記録されること、供述態度がそのまま事実認定者に伝わる等注意すべき点が多いことも学んだ。今回の研修で学んだことを今後実践していきたいと思う。

録音・録画が実施された事件における弁護活動

刑事弁護委員会研修員 牧田 史 (66期)

1 はじめに

弁護士1年目で自分が担当した事件のうち、録音・録画が実施された事件は2件でした。1件目は、知的障がい疑われる被疑者で、可視化申入れの結果かどうかはわかりませんが、検事調べで録音・録画が実施されました。

そして、2件目が、今回ご紹介させていただく事件です。被疑事実は殺人。警察官の取調べ・検察官の取調べのほぼ全ての過程が録音・録画された事件でした。

2 弁護方針

裁判員裁判対象事件で、かつ、否認事件だったので、取調べへの対応は、黙秘でした。

初回接見の時から、被疑者の精神状態は不安定だったので、当初は、もう1人の国選弁護人と、毎日交代で接見に行っていました。しかし、1日1回の接見では、被疑者の不安が解消出来ないほど、連日の取調べによる負担が大きくなったため、最終的には、2人の弁護人が毎日接見をする体制（1日に合計2回接見する体制）に変えました。私は、否認事件を担当したこと自体が初めてだったので、否認事件における黙秘がどれだけ被疑者にとって大変なことなのかを、初めて目の当たりにしました。

3 可視化されている中での取調べ

この事件は、録音・録画が違法・不当な取調べの抑止に繋がることを実感させる事件でもありました。被疑者は、本件逮捕の前に、関連する別件で逮捕され、同じ捜査官から取調べを受けた経験がありました。その事件の罪名は裁判員裁判の対象ではなく、録音・録画は実施されていませんでした。そのときの取調べでは、怒鳴られることも多々ある等、威迫的なものだったそうです。それが、録音・録画された本件では、

被疑者いわく、「同じ人とは思えない」くらい、態度が軟化したそうです。

また、本件は、録音・録画されている中で、捜査官がどうやって自白を取ろうとするのか学ぶ機会にもなりました。黙秘を貫く被疑者に対して、「黙っていたら、被害者が可哀想じゃないか」と被疑者を責めたり、家族や友人の名前を挙げて、「彼らのためにも、話せることは話した方が良い」などと述べて、自白を迫るようなことが行われました。あからさまに違法な取調べが出来ない中で、捜査機関の側でも、どうやって自白を取るのか、試行錯誤しているのだと感じました。

4 被疑者の側から見た録音・録画の意味

録音だけでなく、録画もされているということは、被疑者にとって強いプレッシャーになるのだということも学びました。本件の被疑者は、捜査官の質問に少しでも反応して、それを「認めた」と受け止められることを不安に思い、取調べ中は一切身体を動かさないようにしたそうです。これは、被疑者から話を聞くまで、私には欠けていた視点でした。そこまで徹底する必要があるかはともかく、少なくとも、『取調べの全てが記録に残る』ということは、捜査機関側だけでなく、被疑者にも強いプレッシャーを与えるのだという視点を持つことの重要性を感じました。弁護人は、被疑者が抱える不安やプレッシャーを想定した上で、事前に練習をしたり、毎日の接見を通して励ましたりしなければならぬからです。

5 おわりに

私は、今回の事件を通して、録音・録画を前提とした弁護活動の重要性を痛感しました。今回の経験を踏まえて、今後の弁護活動に生かしていきたいと思えます。

性別にかかわらずなく、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第8回 日弁連及び東弁で、育児期間中の会費免除制度が開始・拡充されました

男女共同参画推進本部委員 坂野 維子 (57 期)

1 概要

2015年4月1日から、日弁連の育児期間中の会費免除が始まりました。東弁でも同日付で、従前からの育児期間中の会費免除が拡充されています。

2 日弁連における会費免除制度の開始

(1) 免除の要件等

満2歳までの子の育児を行う会員（性別を問いません）が、6か月（多胎妊娠による複数の子の出生の場合は9か月）を上限として、日弁連の会費・特別会費の免除を受けられます。

申請に際しては、申請書と誓約書兼育児予定書に、戸籍謄本（又は子との関係が明らかになる住民票）を添付して、所属弁護士会（東弁は財務課）に提出します。育児への従事については育児実績表（日弁連ウェブサイトに記載例が掲載されており、参考になります）の提出が求められますが、「1日何時間以上」といった時間的な要件が課せられているものではありません。また、育児への従事により弁護士業務に従事する時間が減少したことも、特段要件とはされません。なお、免除期間中は毎月、育児実績表を翌月末までに（例えば4月の育児実績表は5末日までに）日弁連の人権第二課に提出する必要があります。

(2) 適用対象等

この免除制度は、2015年4月1日以降の育児に適用されますので、2013年4月2日以降に生まれた子の育児が対象となります（2013年4月1日以前に生まれた子の場合、2015年3月31日までに満2歳となるため、本制度の対象とはなりません）。また、2013年4月2日以降同年9月1日までに生まれた子の場合、制度上の上限の6か月ではなく、各々子が満2歳とな

る日が属する月までの会費が、免除の対象となります。

過去の期間を免除対象期間として申請することもでき、その場合は納付済みの会費の還付を受けることになります。ただし、前記のとおり、免除の対象となる育児期間は2015年4月以降のものに限られ、また申請書の提出は、子が満2歳となる日の属する月が経過するまでに行う必要があります。例えば、2013年8月1日生まれの子の育児を行う会員の場合、会費免除期間は2015年4月から同年7月までの4か月であり（年齢の計算は生まれた日から起算するため、当該子は2015年7月31日に満2歳になるので）、申請書の提出は同年7月31日までに行う必要があります。詳細は、日弁連ウェブサイトの「育児期間中の会費等免除制度Q&A」で確認できます。

3 東弁における会費免除制度の拡充

東弁では、既に2011年7月から育児期間中の会費免除制度を設けており、これは育児のため弁護士業務への従事が週に20時間未満となることを見込まれる場合に、子が満2歳になるまでの間、8か月を上限として会費を免除するというものでした。今回2015年4月1日施行の制度改正により、弁護士業務への従事時間に関する要件が撤廃され、また多胎妊娠による複数の子の出生の場合には、免除期間が9か月に拡大されました。

4 その他

これらは性別を問わず育児期間につき会費免除を受けられる制度であり、女性会員の出産に伴う会費免除制度（日弁連・東弁とも、原則4か月・多胎妊娠につき6か月）も併せて引き続き利用可能です。申請方法は日弁連・東弁ウェブサイトを参照ください。

第56回

インハウスロイヤーに聞く

vol.2 住友生命保険相互会社

聞き手：新進会員活動委員会委員 小出 薫 (66期)

※編集部注：小出会員は2015年1月30日付で新潟県弁護士会へ登録換えされています。

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビューを行っています。今回は、インハウスロイヤーへのインタビュー企画の第2回として、住友生命保険相互会社にてご活躍されている奥田沙綾香会員(64期)にお話を伺いました。

— 御社のインハウスロイヤーや法務部門の構成はどのようになっていますか。

インハウスロイヤーは59期と62～67期が各1名、計7名おり、全員本社に勤務しています。近年は、修習を終了した方を毎年1名採用しています。法的素養だけでなく、民間企業で働く適性が強く求められる点が法律事務所と異なります。弁護士は、コンプライアンス統括部の中に6名おり、他の部門にも1名配置されています。

— 奥田さんはどのような業務をなさっていますか。

主な業務は、各部門からの照会への回答です。継続中の保険契約に関する事務を所管する部門（保険料の収納や契約内容の変更、事務の制度設計等を所管）を担当し、保険契約上の各種請求への対応、差押えの取扱い等、個別案件についての照会を受けます。また、新たな事務運営の適法性や法的リスクに関する照会も来ます。

さらに、訴訟やADRが発生した場合は、その対応も行います。訴訟は、訴訟代理人の弁護士に委任しながら社内でも状況をフォローし、訴訟方針の確認等を行っています。他方、ADRは社内に対応しています。

ADR対応では、社内ですら答弁書等の主張書面を作成しています。申立人に代理人がおられないのが通常であるため、こちらでも事実関係や争点を整理し、必要な証拠を収集します。柔軟性を備えた総合的解決が目指されるため、訴訟と異なる対応を求められる難しさがあります。

— 業務上、社外の弁護士とは関わりがありますか。

紛争対応や個々の照会について、外部の弁護士にご相談するのが基本的な関わり方です。事前に事実関係を整理した上で必要な資料を収集し、法的論点を検討します。また、相談の際も基本的に同席し、問題点について一緒に検討します。弁護士の視点、職員の視点の双方を踏まえて、社外弁護士と会社のコミュニケーションを円滑化する仲介役として関与できるよう心がけています。

— 保険会社のインハウスロイヤーには何が求められますか。

第一に、照会へ適切に回答するために、保険契約やこれを巡る各種法令への総合的な理解が求められます。保険契約は約款が多く、その内容を把握が必要で、保険商品への正しい理解も重要です。また、法令は、民法、保険法、保険業法等をよく使い、金融商品取引法、知的財産法、景品表示法等にも触れます。さらに、金融庁の監督指針や業界の自主ガイドライン等も理解が必要です。

第二に、保険会社に限ったことではありませんが、個々のお客さまへの対応では、事実関係の正確かつ迅速な把握が求められます。至急の案件も多いので、照会を受ける側も、早期かつ必要十分な事実関係の確認を心がけています。早期に適切な資料を揃えることも重要なため、資料収集も積極的に行います。

第三に、事業の公共性から、一般社会から見た視点を持つことも重要です。



奥田 沙綾香 会員 (64期)

— どのような経緯でインハウスロイヤーになられたのですか。

法科大学院で、企業法務を専門にされている弁護士の
下で起案を行う授業を受け、企業法務に興味を持っていま
した。また、企業は多くの顧客とつながり、その活動は社
会的に大きな影響がある点で、やりがいがあると考えてい
ました。

東京三会の就職合同説明会で当社の先輩弁護士に話を聞
き、保険会社の業務は「営利性」より「公共性」への意識
が高いと感じ、興味を惹かれました。また、先輩弁護士から
は「インハウスロイヤーとして、社内での役割を開拓しよう」
という熱意を感じました。私も、この会社でなら企業内弁
護士の在り方を考えていけると思い、入社しました。

— インハウスロイヤーのやりがいとは何ですか。

社内から、「まずは意見を聞いてみよう」と気軽に相談を
してもらえるのがインハウスロイヤーの良いところです。法
的問題を早期にキャッチして、紛争の発生や深刻化を予防
できるところに存在意義があると考えています。

また、日常の事務について日々相談を受けるため、たとえ
ば、別々のお客さまから似たような内容のお問合せがあった
時などに、整合性を意識して検討ができます。法的観点から
だけでなく、公平性確保の観点等、会社としての在り方を
踏まえてアドバイスできることにもやりがいを感じます。

— 職場のワークライフバランスはいかがですか。

土・日曜日が休日なので、プライベートと仕事を切り替え
やすく、ワークライフバランスは良好です。また、産休・育休
を取得しやすく、ハラスメントに対する意識は、社内の雰
囲気からしてとても高いと思います。女性も働きやすい環境
を評価していただき、当社は「女性が活躍する会社ランキング」
(『日経WOMAN』2014年5月号)で2位になりました。

— 日本組織内弁護士協会 (JILA) ではどのような活動
をされていますか。

JILAには10の部会があり(編集部注:2015年3月13日
現在)、私は約30名からなる保険業界の部会に所属してい
ます。同部会では、月に1回、日常業務に共通する法的論
点の検討や、インハウスロイヤーの役割等の情報交換をして
います。インハウスロイヤーというまだまだ新しい立場から
の活動の形を、一緒に考えられる場です。

— 会費負担や会務活動はどのようになっていますか。

インハウスロイヤーは全員弁護士登録する方針をとり、会
費は会社負担です。会務は、業務に支障がなければ自由に
参加できます。ただ、研修や委員会活動には、業務との兼
ね合いでどうしても夜の開催でなければ参加できないこと
がありますので、インハウスロイヤーが参加することをも考
慮した委員会等の運営を期待しています。

— 最後に、インハウスロイヤーに興味のある方へメッセ
ージをお願いします。

企業の中に入ることで見えてくるものがたくさんあり、視
野が広がると思います。社内では意思決定のプロセスも重
視されるため、見るべきものが変わり、社外の弁護士が企
業からどのように見えているかも分かります。キャリアプラン
の中で企業の内部で働いてみるということは、とても良い
経験になると思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

25期

湯島2期…「司法の危機」時代の青春



会員 酒井 幸 (25期)

春日通りを御徒町駅に向かって下り、当時まだ少なかった高層マンション「湯島ハイタウン」の手前を左に折れると、右手の木立の中にジョサイア・コンドル設計の旧岩崎邸洋館が廃墟のように建っている。正面に、新築の白い研修所があった。

世は70年安保反対・ヴェトナム反戦闘争の季節。司法界も様々な混乱があり、今日、当時は「司法の危機」時代と呼ばれている。入所直前、13期裁判官の再任拒否、23期7名の裁判官新任拒否、修習修了式当日これに関して発言の機会を求めたクラス委員長が即日罷免という大激震がおきた。

緊張の中で湯島通いが始まった。クラス委員が選ばれ、修習生間の横の繋がりができた。自主企画の講師に元最高裁判事で尊属傷害致死罪違憲の少数意見を書かれた真野毅弁護士を選んだところ、部外者だとして研修所の建物使用が認められず、憤ったものである。

とは言え大して萎縮もせず、みな、あの時代なりの“青春”をしていたと思う。松戸寮は実に楽しそうだった。寮で刷られる通信は楽しみだったが、謄写版を置いた寮生の部屋の畳はインクで汚れて退寮時には大変なことになっていたらしい。協力し合って、それをいかにうまく隠し通したかという秘密の話を聞いた覚えがある。たしか女性何人かで寮に遊びに行った時に、駅前でパチンコをやろうという話になり、みんなで入ればこわく（恥ずかしく）ないとばかりに遊んだこともあった。

東京での実務修習も多彩だった。民裁は厳格な部長だったが、書記官も交えた部の旅行で素顔に接することができた。スリ系の刑事に同行してデパートの売

り場をめぐり、万引きやスリを見分ける極意も聞いた。検察修習では、大物総会屋だという人物を恐喝事件の参考人として聞いたが、小柄でこれといった迫力はなく、意外に思ったものである。新幹線試乗は、妊娠中で参加できず残念だった。

そう、私は実務修習中に結婚し、出産した。後期が始まる直前の10月18日、弁護修習の時に長男を出産。修習担当の山本晃夫弁護士（第一東京弁護士会）は、体調を気遣ってくださりながら、大きなお腹を抱える私を伴い、告訴状を出しに警察へも同行してくださった。修習生に産休はなく、2年間の総欠席日数のリミットの範囲で、産前は約1ヶ月休み、産後は11月下旬に始まる後期修習から出た。弁護修習の欠席日数は、多少おまけをしていただいたような気がする。山本弁護士は早く鬼籍に入られ、もうお礼を申し上げることができない。

子育ても頑張りながら緊張が続いた修習最後の二回試験では、さすがに一晩入院する羽目になり、口述試験を後ろのグループに変えてもらい、薄氷を踏む思いでクリアした。柔軟な対応はありがたかった。

研修所入所からちょうど30年を経た2001年に司法制度改革審議会意見書が出され、一連の司法改革が進んだ。今日、弁護士人口の急増ばかりに目が行き、ともすると改革全体の姿を見失いがちな論があるが、司法界全体を見れば、私がスタートを切った時代とは隔世の感がある。

旧岩崎邸洋館は修復され、美しい姿を取り戻している。昨年訪れたが、湯島研修所の建物は既になく、四十余年の時を想った。

登録1年とこれからと



会員 関 彩香

登録1年

あっという間に登録から1年以上が経った。私が入所した事務所は、事業再生や企業法務を中心に様々な案件を取り扱っており、特に新人には幅広い分野を経験させようという配慮もあって、1年間で、訴訟、労働審判、破産管財事件、M&A、薬事規制、金融規制など様々な案件に携わることができた。新しいことばかりで毎日が勉強であるが、ふと、はたして自分はこの1年で成長できているのだろうかと思い、入所直後のメールを見返してみることにした。

最初の案件

入所して最初の案件は、運送会社の私的整理案件であった。当該会社は、借入債務のリスクにむけて計画案を作成し、金融機関と交渉を行っている最中であつたが、私も途中から案件に参加させてもらい、右も左も分からないまま、金融機関説明会の議事録作成と契約書の検討を担当した。このような業務は若手弁護士には一般的かと思うが、私にとっては大変だった。議事録を作成した際は、自分のドラフトを、修正履歴付のまま形式も整えずに、非常に見づらい状態で所内チームに回覧してしまったうえ、これを修正してもらって外部に送付するときは、ファイルのタイトルに、事務所内の各修正者の名前を残してしまっている。契約書の検討についても、検討結果を所外の関係者に伝えるためのメールをドラフトさせてもらったものの、本文はおろか件名までどうしたらよいか相談している。案件の中身に関することは仕方がないとしても、修正履歴など常識的なことも全然だめで、当時のメールを見返していて恥ずかしいを通り越

して笑ってしまう。

この案件で検討した契約は英文のローン契約だったが、今渡されても全く分からないのではないかと思うほど難しかった。当該会社の事業の仕組みやローンの仕組みを知らず、倒産法の知識もなく、法律英語や英文契約にも初めて触れるという状態のため、ほとんど役に立てなかつたと思うものの、先輩弁護士の方々にたくさんご指導いただきながら、様々なことを勉強することができた。この時、弁護士は、法律の知識だけでなく、案件に関係する事項を幅広く理解しなければならないのだと感じた。

現在とこれからと

現在も事業再生案件に携わっている。今回も英文契約の検討が必要であり、ヒューヒュー言いながら取り組んでいるのだが、最初のローン契約より分かるはずだと自分に言い聞かせて頑張っている。この案件は民事再生ということもあり、最近、弁護士である以上、やはり一番重要なのは法的能力だと感じている。語学や会計知識などももちろん大切だが、肝心の中身がなければ役に立たない。正確な知識、それに基づく論理的思考力、考えたことを文章や口頭で伝える力など、弁護士としての能力を身に付けるため、条文や判例の検討、報告等を雑にしないことを肝に銘じたい。

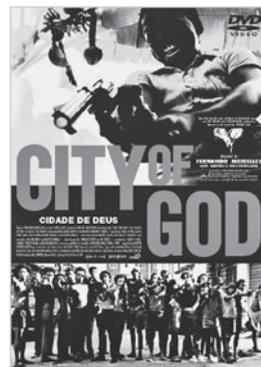
このエッセイが掲載される4月以降、どんな業務に携わることができるか、先のことは分からないが、人のご縁、案件との縁を大切に、一つ一つ丁寧に取り組んでいきたい。お世話になったすべての方に感謝しつつ、毎年、1年前は当たり前のができなかつたと振り返れるようにしたい。

『シティ・オブ・ゴッド』

2002年／ブラジル／フェルナンド・メイレルス監督作品

語り尽くせない too much な傑作

会員 吉田 譲二 (66期)



『シティ・オブ・ゴッド』
DVD 発売中
価格：1,219円(税抜)
発売元：アスミック・エース
販売元：KADOKAWA 角川書店
© 02 Filmes curtos Ltda. and
Hank Levine film GmbH 2002.

1 私が執筆を依頼されたとき、嬉しい反面、一つの映画を選ぶことなんてできるのだろうかと思いを抱えてしまった。案の定、なかなか候補を絞り切れなかったのだが、観たことも聞いたこともない人のほうが多いだろうと思われる映画にしようという視点から、やっとの思いで本作に辿り着くことができた。

2 本作は、1960年代後半、「シティ・オブ・ゴッド」と呼ばれたブラジル・リオデジャネイロのスラム街を舞台に、暴力・ドラッグそして貧困が日常に溶け込んだ子ども達の生き様をリアルに描いたクライムドラマである。日本でいえばまだ小学生低学年くらいの子も達が銃をバンバンぶっ放し平然と殺人や強盗をしている日常で、一人の少年があるホテル強盗事件をきっかけに、“リオ最強のワル”としてギャングのボスにのし上がっていくのであるが、対立するギャングとの抗争が激化していき、衝撃の結末へと話が進んでいく。

3 私は、弁護士になる前、映画会社で数年間働いていたのであるが、当時、本作の続編又はスピンオフ(派生作品)とされるTVシリーズの製作が始まったという話を聞きつけ、そのTVシリーズの日本でのDVD化権の買い付けを検討するための参考資料として観たのが本作との出会いであった。そのときの衝撃は今でもはっきりと覚えており、ストーリー展開・映像・音楽全てにおいてそれまでの私の映画観を覆すといっても過言ではないくらいのインパクトがあった。

とにかく、映像と音楽のコラボレーションがめちゃくちゃカッコいい。スタイリッシュで歯切れのよい映像

とテンポのよいストーリー展開に、ブラジルの陽気なサンバが絶妙にマッチしている。

また、本作は、写真家を目指す一人の少年の視点から物語が綴られていくのだが、いくつかに分けられた物語がオムニバスのように絡み合いながら最終エピソードへと繋がるストーリー展開は秀逸で、観る者をヒートアップさせながら、130分という尺の長さを全く感じさせることなくあっという間にクライマックスへ連れ込むようなスピード感があり、観終わったときには、頭の中でアドレナリンがたままり、若干の疲労感を感じながらしばらくその場を動けず呆然としてしまうような、何ともいえない感覚に包まれるのである。

本作は、貧困の中で生きるために犯罪に手を染めていく子ども達という重大な社会問題をバックボーンとしているが、子ども達の力強さや彼らの突き抜けるような明るさが前面に押し出されているため、ときに貧困の残酷さを感じる場面はあるものの、悲壮感は全く感じさせず、むしろ清々しい気分させてくれる映画である。

4 執筆をするにあたり、10年ぶりくらいに本作を観たのだが、初めて観たときの衝撃が全く色あせていないどころか、最初のときとはまた違った感動を与えてくれた。

映画評論家でも何でもない私が言うのもおこがましいが、「いい映画」の定義の一つとして、何度観ても感動が色あせず、観る度に違った印象や思いを抱かせてくれる映画というものがあると思っている。人間と一緒に成長していく映画とでも言おうか。

本作は、そのような映画の一つであり、興味を持たれた方は是非一度ご覧になっていただきたい。



ラジオ・リスナーの軌跡

会員 柳田 恭兵 (66期)

はじめに

「趣味はラジオを聴くこと(と野球)です」。ここ数年、そのように答えるようにしている(なお、野球の方は小・中・高・大・院でプレーし、そして現在「東京ローヤーズ」に所属している)。

カーラジオでしか……という方も多いだろうが、ラジオ好きは意外という印象である。しかし、「隠れリスナー」が多く、表明してはじめて同志であると知ることも多い。

ラジオを語るにはまだまだ知識・経験が浅く、ラジオ好きを公言するのはおこがましいが、どうか大目にみていただきたい。

ラジオと私

本格的な出逢いは、小学5年生のころ。1つ年上の兄の影響で、主に深夜のAM放送を聴きはじめた。幼いころの兄との記憶は、ラジオとともにあったといっても過言ではない。毎週、音楽のランキング番組で予想対決をしたり、兄のラジオ関連雑誌を読ませてもらったり、ミレニアムの瞬間も一緒にラジオ番組を聴いていた。

昔のラジオの思い出は、ノイズとの戦いであった。午前4時に目覚ましをセットして、布団の中でノイズ(と眠気)と戦いながら、パーソナリティの声に耳を傾けていた。埼玉育ちの私は、東海・関西の番組を聴きたいがために、アンテナを様々な方向に動かしながら、電波と戯れていた。そのような状況を打破すべく、小学校6年生の誕生日、秋葉原で、父から1万円以上するラジオ(写真左)を買ってもらったが、ノイズには勝てなかった。

高校～大学院時代におけるラジオは(王道であるが)試験勉強の友であった。集中時は邪魔をせず、休憩時には気分転換となってくれる。

また、ラジオは隙間時間の友でもある。大学通学時の電車内で、MDに録音した番組を聴き、他の乗客には気づかれぬように笑っていたこともしばしばあった。入浴時にはラジオをかけた湯船でぼうっとするのが心地よい。

ちなみに、好きなラジオの放送局はTBSラジオとNACK5、番組は「JUNK」(と終了したが「ROCKETMAN SHOW」)、パーソナリティはタレントの伊集院光氏、ハガキ職人はガラスのハート氏である。

現在～おすすめの聴き方

① スマートフォンで—インターネットラジオ

現在、自宅にはTVがない。スマートフォンに「radiko.jp」のアプリをインストールし、朝の支度時や就寝時、また休日の昼下がりに、クリアな音でラジオ番組を聴いている。

radiko.jpはPCでも聴くことができ、さらに全国のラジオ放送を聴ける「radiko.jp プレミアム」が登場した(有料)。なお、auでは、全国のFMラジオ放送を聴けるサービス「LISMO WAVE」が存在する(有料)。

② ラジオ録音機

執務中のためリアルタイムでは聴けないニュース番組や、睡眠時間確保のためリアルタイムで聴いてはいけない深夜番組を、ラジオ録音機(写真右)で予約録音し、デジタルオーディオプレーヤーに取り込んで聴いている。再生スピードも変えられ、忙しい方にも向いている。

今年、関東のAMがFMで聴ける

2015年、関東広域AMラジオ3社(TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送)がFM補完中継局を開設し、AMラジオ放送がFMでも聴けるようになる。

将来的には、様々なノイズにもかき消されず、全国のローカル番組が自由に聴ければ……と願ってやまない。



昔の愛機 ICF-EX5 (左) と、現在の愛機 PJ-20 (右)

法律学

『岩波講座現代法の動態 2 法の実現手法』長谷部恭男／岩波書店
 『岩波講座現代法の動態 3 社会変化と法』長谷部恭男／岩波書店
 『岩波講座現代法の動態 6 法と科学の交錯』長谷部恭男／岩波書店

法心理学

『日中法と心理学の課題と共同可能性』浜田寿美男／北大路書房

外国法

『アジア進出企業の実務対応 中国 税務実践編』マイツグループ／税務経理協会
 『中国子会社の投資・会計・税務 第2版』KPMG／中央経済社

憲法

『日中における西欧立憲主義の継受と変容』高橋和之／岩波書店
 『難民の権利』Hathaway, James C.／日本評論社
 『グローバル社会と人権問題 人権保障と共生社会の構築に向けて』李修京／明石書店
 『判例プラクティス憲法 増補版』憲法判例研究会／信山社出版
 『憲法と時代』憲法理論研究会／敬文堂
 『「この国のかたち」を考える』長谷部恭男／岩波書店
 『集団的自衛権の何が問題か 解釈改憲批判』奥平康弘／岩波書店
 『個人情報保護法の現在と未来 世界的潮流と日本の将来像』石井夏生利／勁草書房

議会制度・選挙法

『立法学の哲学的再編（立法学のフロンティア1）』井上達夫／ナカニシヤ出版
 『立法システムの再構築（立法学のフロンティア2）』西原博史／ナカニシヤ出版
 『立法実践の変革（立法学のフロンティア3）』井田良／ナカニシヤ出版

行政法

『行政書士法コンメンタール 新7版』兼子仁／北樹出版
 『要説不動産に関する行政法規 第29版』不動産行政法規研究会／学陽書房
 『景観利益の保護法理と裁判』富井利安／法律文化社
 『災害と法』小柳春一郎／国際書院

警察・消防法

『執務資料道路交通法解説 16-2訂版』野下文生／東京法令出版
 『消防官のための火災調査の法律知識』関東一／近代消防社

会計法

『公共工事における契約変更の実際 受発注者のための設計変更と工期設定』木下誠也／経済調査会

税法

『図解株式譲渡をめぐる税務Q&A』野口雅史

／新日本法規出版

『法人税事例選集 問答式 平成26年11月改訂』森田政夫／清文社
 『第二次・第三次相続を見据えた相続対策と遺産分割 平成27年増税対応版』松岡章夫／清文社
 『事業承継実務ハンドブック 第3版』鈴木義行／中央経済社
 『相続税・贈与税取扱いの手引 平成26年11月改訂』灘野正規／納税協会連合会
 『総説相続税・贈与税 第4版』岩下忠吾／財經詳報社
 『ケースにみる宅地相続の実務 評価・遺産分割・納税』清田幸弘／新日本法規出版

地方自治法

『地方自治法の概要 第6次改訂版』松本英昭／学陽書房

民法

『民法基本判例集 第3版補訂版』遠藤浩／勁草書房
 『民法総則』石田穰／信山社
 『Q&A公益法人・一般法人の運営実務 定期提出書類作成、変更、登記、会計、税務』片岡圭太／中央経済社
 『債権回収の知識と実務』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／ぎょうせい
 『民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の概要』潮見佳男／金融財政事情研究会
 『障がいのある人の成年後見人になったら読む本』大阪弁護士会／大阪弁護士協同組合
 『Q&A権利に関する登記の実務 13 第6編 変更の登記／更正の登記／抹消の登記／抹消回復の登記』不動産登記実務研究会／日本加除出版
 『供託実務事例集』供託実務研究会（東京法務局ブロック管内）／日本加除出版
 『信託の理論と現代的展開』水野紀子／商事法務
 『戸籍の窓口 3 フローチャートでわかる届書の審査』山下敦子／日本加除出版
 『交通事故損害賠償必携 資料編 2015年』倉田卓次／新日本法規出版
 『民事交通事故訴訟の実務 2』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／ぎょうせい

会社法

『平成26年改正会社法 改正の経緯とポイント』野村修也／有斐閣
 『平成26年会社法改正と実務対応』太田洋／商事法務
 『一問一答・平成26年改正会社法』坂本三郎／商事法務
 『実務解説平成26年会社法改正』大江橋法律事務所／商事法務
 『新興国ビジネスと人権リスク 国連原則と事例から考える企業の社会的責任（CSR）』海野みづえ／現代人文社
 『監査等委員会設置会社の実務 他制度との比較と移行手続の解説』松浪信也／中央経済社
 『コーポレート・ガバナンスからみる会社法 平成26年改正を踏まえて』桃尾・松尾・難波法律事務所／商事法務
 『招集通知・議案の記載事例 平成27年版』

プロネクサス／商事法務

『株主総会想定問答集 平成26年改正会社法対応』豊泉貫太郎／商事法務
 『退職給付会計実務の手引き 期中及び決算の実務一巡・数理計算・退職給付制度』井上雅彦／税務経理協会

海商法

『海上リスクマネジメント 2訂版』藤沢順／成山堂書店

刑法

『刑法の論点と解釈』丸山雅夫／成文堂
 『未遂犯論の基礎 学理と政策の史的展開』中野正剛／成文堂

司法制度・司法行政

『近代日本の司法省と裁判官 19世紀日仏比較の視点から』三阪佳弘／大阪大学出版会
 『身近な司法 利用者の期待に応える司法の充実を目指して』東京弁護士会法友会／現代人文社
 『法律事務所の経理と税務 5訂版』日本弁護士連合会日弁連税制委員会／新日本法規出版

訴訟手続法

『訴訟の心得 円滑な進行のために』中村直人／中央経済社
 『現代裁判を考える 民事裁判のビジョンを求めて』田中成明／有斐閣
 『民事手続法の比較法的・歴史的研究』本間靖規／慈学社出版
 『事業再生ADRのすべて』事業再生実務家協会／商事法務
 『倒産・再生訴訟』松嶋英機／民事法研究会
 『金融機関が行う私的整理による事業再生の実務』日本政策金融公庫／金融財政事情研究会
 『家事事件手続法 理論 解釈 運用』高田裕成／有斐閣
 『刑事訴訟法刑事訴訟規則対照条文』法曹会
 『犯罪事実記載の実務 6訂版 刑法犯』末永秀夫／実務法規
 『公判前整理手続の実務』庭山英雄／青林書院

経済産業法

『消費者事故調 その実像と将来像』鶴岡憲一／学文社
 『インターネットの法律実務』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／ぎょうせい
 『国際カルテルが会社を滅ぼす 司法取引、クラスアクションの実態と日本企業の対応』山口利昭／同文館出版
 『証券取引被害判例セレクト 48』全国証券問題研究会／全国証券問題研究会
 『金融商品取引法の知識と実務』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／ぎょうせい
 『逐条解説2014年金融商品取引法改正』齊藤将彦／商事法務
 『企業買収後の統合プロセス すらすら読めるPMI入門』前田絵理／中央経済社
 『近時の預金等に係る取引を巡る諸問題』金融法務研究会／金融法務研究会事務局
 『金融機関の信用リスク・資産査定管理態勢 平成26年度版』検査マニュアル研究会／金融財政事情研究会

知的財産法

『実務家のための知的財産権判例70選 2014年度版』弁理士クラブ／発明推進協会
『外国公務員贈賄規制と実務対応 海外進出企業のためのグローバルコンプライアンス』森・濱田松本法律事務所／商事法務
『特許出願の中間手続基本書 第3版』大貫進介／発明推進協会
『標準特許法 第5版』高林龍／有斐閣
『早わかり意匠判例集 侵害編』創英IPラボ／日本評論社
『実演家概論 権利の発展と未来への道』日本芸能実演家団体協議会／勁草書房

農事法

『法律から見た農業支援の実務 農地の確保・利用から、農業生産法人設立、6次産業化支援まで』高橋宏治／日本加除出版
『農地法講義 補訂版』宮崎直己／大成出版社

交通・通信法

『高度物流社会と法』沢喜司郎／海文堂出版

労働法

『めざせ！最強の管理職 弁護士が教える賢い労務管理・トラブル対応』三上安雄／民事法研究会
『労働法の知識と実務 2』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／ぎょうせい
『Q&A 弁護士と税理士が書いた労働事件と労働保険・社会保険・税金 加入・解雇・未払賃金・労災』大橋さゆり／日本加除出版
『ブラック企業と奨学金問題』川村遼平／ゆいぽおと
『労災保険給付基礎日額算定の実務 改訂5版』労務行政／労務行政
『業務災害及び通勤災害認定の理論と実際 上巻 労災保険 改訂4版』労務行政研究所／労務行政

社会保障法

『最低生活保障と社会扶助基準 先進8ヶ国における決定方式と参照目標』山田篤裕／明石書店
『厚生労働省の政策過程分析』佐藤満／慈学社出版
『知的・発達障害児者の人権 差別・虐待・人権侵害事件の裁判から』児玉勇二／現代書館

医事法

『トラブルに巻き込まれないための医事法の知識』福永篤志／医学書院
『生命倫理と医療倫理 改訂3版』伏木信次／金芳堂

環境法

『環境法令改正パーフェクトガイド ISO 14001 審査・監査対応 2014』レクシスネクシス・ジャパン株式会社／レクシスネクシス・ジャパン
『建設現場従事者のための残土・汚染土取扱ルール』産業廃棄物処理事業振興財団／大成出版社
『戦後日本公害史論』宮本憲一／岩波書店
『建設リサイクルハンドブック 2014-15』建設

副産物リサイクル広報推進会議／大成出版社

社会保険法

『年金相談員が必ず押さえておきたい加給年金額・加算額と振替加算』渡辺幸夫／日本法令
『障害年金相談標準ハンドブック 事例に学ぶ請求代理の実務』障害年金実践研究会／日本法令
『年金相談に役立つ周辺知識・雑学・複雑例』三宅明彦／日本法令

マスコミ関係法

『犯罪報道におけるジェンダー問題に関する研究 ジェンダーとメディアの視点から』四方由美／学文社

国際法

『国際法における緊急避難』山田卓平／有斐閣
『国際法学者がむき出し問題 紛争解決への展望を拓く』松井芳郎／日本評論社
『新EU法 政策篇』庄司克宏／岩波書店
『国際社会における法と裁判』東寿太郎／国際書院
『戦争責任とは何か 清算されなかったドイツの過去』木佐芳男／中央公論新社
『ケースで学ぶ国際私法 第2版』野村文明／法律文化社
『初歩からきちんと英文契約書』仲谷栄一郎／中央経済社
『不正貿易報告書 WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策 2014年版』経済産業省通商政策局／進英プリント
『「国際商事法」の事件簿 過去の有名事件から学ぶ国際ビジネス紛争の解決策』長谷川俊明／経済法令研究会
『国際仲裁と企業戦略』三木浩一／有斐閣
『新在日韓国・朝鮮人読本』梁泰昊／緑風出版

医学書

『国際頭痛分類 第3版 beta版』国際頭痛学会／医学書院
『赤ちゃんとお子さんの応急処置マニュアル 原書第5版』イギリス赤十字社／南江堂
『スタンダード検査血液学 第3版』日本検査血液学会医歯薬出版
『神経眼科診療のてびき 病歴と診察から導く鑑別疾患』石川弘／金原出版
『胃がんリスク検診(ABC検診) マニュアル 改訂2版 胃がんを予知して、予防するために』日本胃がん予知診断治療研究機構／南山堂
『生体ドナーの安全性を考える 腎移植連絡協議会からの提言』吉村了勇／医学図書出版
『認知症者の転倒予防とリスクマネジメント 第2版 病院・施設・在宅でのケア』武藤芳照／日本医事新報社
『肛門疾患(痔核・痔瘻・裂肛)診療ガイドライン 2014年版』日本大腸肛門病学会／南江堂
『骨粗鬆症治療薬の選択と使用法 骨折の連鎖を防ぐために』萩野浩／南江堂
『種目別にみるスポーツ外傷・障害とリハビリテーション』渡会公治医歯薬出版
『消化器病診療 第2版』日本消化器病学会／医学書院

『注意と意欲の神経機構』日本高次脳機能障害学会／新興医学出版社
『脳動脈コンプリート 開頭手術と血管内治療のために』波出石弘／中外医学社
『浮腫 塩・水過剰, 新たな展開とは?』石川三衛／医業ジャーナル社
『症例で学ぶ高次脳機能障害 病巣部位からのアプローチ』鈴木匡子／中外医学社
『脳神経外科研修診療心得』森田明夫／メジカルビュー社
『整形外科サージカルアプローチ 体位から到達術野まで』井樋栄二／メジカルビュー社
『形成外科エキスパートたちの基本手術 合併症回避のコツ』野崎幹弘／克誠堂出版
『消化器外科 minimal requirements 実践応用編』白石憲男／メジカルビュー社
『小児・若年者の起立性頭痛と脳脊髄液減少症』中川紀充／金芳堂
『EBMの手 法による肺 癌 診療ガイドライン 2014年版』日本肺癌学会／金原出版
『脳神経外科医のための脳機能と局在診断』深谷親／文光堂
『神経救急診療の進め方』清水宏明／文光堂
『DSM-5を読み解く 伝統的精神病理, DSM-IV, ICD-10をふまえた新時代の精神科診断 1』神庭重信／中山書店
『DSM-5を読み解く 伝統的精神病理, DSM-IV, ICD-10をふまえた新時代の精神科診断 2』神庭重信／中山書店
『DSM-5を読み解く 伝統的精神病理, DSM-IV, ICD-10をふまえた新時代の精神科診断 3』神庭重信／中山書店
『DSM-5を読み解く 伝統的精神病理, DSM-IV, ICD-10をふまえた新時代の精神科診断 4』神庭重信／中山書店
『DSM-5を読み解く 伝統的精神病理, DSM-IV, ICD-10をふまえた新時代の精神科診断 5』神庭重信／中山書店
『高齢者外来診療』和田忠志／中山書店
『摂食嚥下障害学』熊倉勇美／医学書院
『腹腔鏡・子宮鏡手術 応用編』平松祐司／メジカルビュー社
『よくわかる血栓・止血異常の診療』金倉謙／中山書店
『救急・当直で使える外科的処置のコツ』山畑佳篤／文光堂
『ウィリアムス臨床産科マニュアル 改訂第2版』大鷹美子／メジカルビュー社
『ICUのせん妄』Page, Valerie／金芳堂
『胃外科のすべて』胃外科術後障害研究会／メジカルビュー社
『予防接種 全訂新版』五十嵐隆／中山書店
『ガイドライン外来診療 2014』泉孝英／日経メディカル開発
『くすりの副作用のすべて』医歯薬出版
『処方薬依存』と「脱法ドラッグ」が大変なことになっておる』医学書院
『てんかん 基礎・臨床研究の最新知見』日本臨牀社
『「九いん」意識障害』東京医学社
『ロコモティブシンドロームの現状と課題』金原出版
『皮膚科医のための化粧品入門』金原出版
『熱傷治療ガイド2014』へるす出版

夫婦同氏強制及び再婚禁止期間等の民法の差別的規定の早期改正を求める会長声明

夫婦同氏を強制する民法第750条が憲法及び女性差別撤廃条約に違反するとして男女5人が国に対して損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁第三小法廷は、本年2月18日、審理を大法廷に回付した。また、女性だけに離婚後6カ月間の再婚禁止期間を定める民法第733条が違憲であるとして女性が国に損害賠償を求めた訴訟の上告審についても、同日、第三小法廷が審理を大法廷に回付した。

民法第750条が定める夫婦同氏強制のもとでは、夫婦は、婚姻に際し夫または妻のどちらか一方の氏を選択しなければならない。これにより、96.17%の夫婦において妻が改氏するという異常な実質的不平等が生じている上（2012年厚生労働省人口動態統計）、改氏を余儀なくされることにより生じる不利益は甚大である。氏名は個人として尊重される基礎であり、人格の象徴として人格権の一内容を構成するものであるから（最高裁昭和63年2月16日判決）、自己の生来の氏が婚姻後使用できなくなることは、明らかな人権侵害である。

また、民法第733条が女性にのみ課している待婚期間は、主に父子関係の確定のための規定とされるが、夫婦や家族のあり方が多様化した今日の実情にそぐわないばかりか、科学技術の発達により親子関係の確定が容易になったことから、もはやその必要性も大きく減退している。女性だけに6カ月間の待婚期間を要するのは、女性に対する不合理な差別である。

法制審議会は、1996年に「民法の一部を改正する法律案要綱」を総会で決定し、男女とも婚姻適齢を満18歳とすること、女性の再婚禁止期間の短縮、選択的夫婦別氏制度の導入、及び、婚外

子と婚内子の相続分を同等とすることを答申し、また、2010年にも上記要綱と同旨の法律案が法務省により準備された。また、国連の自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会、児童の権利委員会及び社会権規約委員会は、日本に対し、差別的規定の改正について重ねて勧告等を行ってきた。

以上にもかかわらず、国会は、婚外子の相続分を婚内子の相続分の2分の1と定めた民法第900条4号ただし書前半部分の改正を行ったのみで、それ以外の差別的な規定については放置している。夫及び妻に同一の性を選択する権利を保障するために、選択的夫婦別氏制度を採用し、再婚禁止期間については見直すことを内容とする民法改正が必要である。すでに、女性差別撤廃条約の批准から29年が経過しており、国会が上記各差別的規定を放置することは許されない。

当会は、差別的な上記各規定の改正を多年にわたり求めてきた（2007年9月10日「民法第772条の改正を求める意見書」、2010年3月4日「民法（家族法部分）の早期改正を求める会長声明」、2013年9月5日「民法（家族法）の改正を求める会長声明」など）。夫婦同氏を強制する民法第750条及び女性だけに離婚後6カ月間の待婚期間を定める民法第733条の違憲性等を問う上告審の審理が大法廷に回付された今、当会は、国会が、両規定を含む民法の差別的な各規定を改正するよう、強く求めるものである。

2015年3月2日
東京弁護士会会長 高中 正彦

改めて、少年事件の実名等の報道に強く抗議し、少年法第61条の遵守を求める会長声明

株式会社新潮社は、昨日発売された「週刊新潮」2015年3月12日号において、去る2月20日に神奈川県川崎市で中学1年生男子の遺体が発見された事件の記事の中で、被疑者である少年の実名を挙げ、顔写真を掲載した。これは、少年のとき犯した罪について、氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等、本人と推知することができるような記事又は写真の掲載を禁止した少年法第61条に違反し、許されないものである。

当会は、去る2月6日にも、同社が、名古屋市中で女性が殺害された事件の被疑者として逮捕された少年の実名及び顔写真を掲載したことに対して、少年法第61条の遵守を求める会長声明を発したところである。

それにもかかわらず、同社が再び、独自の見解に基づいて、少年法第61条に明白に違反する記事掲載を敢行したことは、法治国家に対する挑戦であると言わざるを得ず、誠に遺憾である。

少年法は第1条において、少年の「健全な育成」すなわち少年の成長発達権の保障の理念を掲げている。そして、推知報道がされると、少年のプライバシー権や成長発達権を侵害し、ひいては少年の更生と社会復帰を阻害するおそれ強いことから、同法第61条は、少年の推知報道を、事件の区別なく一律に禁止している。

国際的に見ても、我が国も批准している子どもの権利条約は、第16条で、子どものプライバシー権、名誉権の保障を規定しており、第40条第2項(b)(vii)で、刑罰法規を犯したとされるすべての子どもの私生活が手続のすべての段階において十分に尊重されるべき旨規定している。また、少年司法運営に関する国連最低基準規則第8条も、少年のプライバシーの権利はあらゆる段階で尊重されなければならない、原則として少年の特定に結びつくいかなる情報も公表してはならないとしている。

そもそも、少年事件の背景や要因は複雑であり、事案の真相解明は家庭裁判所の調査・審判を待たなければならないが、重大

な事件を起こした少年は、その成育過程において、虐待、貧困その他の劣悪な環境で育ったことにより、人格的発達が未熟であることが少なくないといわれている。

そのため、報道機関には、事件の背景・要因を正確かつ冷静に報道する姿勢こそが求められる。

ところが、新潮社はかねてより、少年法第61条に違反することを認識した上で、無罪推定の原則が働いているにもかかわらず、逮捕された少年を犯人と決め付け、少年に対する私的制裁とも言うべき実名等の報道を繰り返している。

同社は、少年法第61条違反を敢行する理由として、同法違反の記事について出版社等の賠償責任を否定した2000年2月29日の大阪高裁判決や、ネット上で既に実名等の情報が拡散していること、さらには被害者側が実名等で報道されることとの対比などを挙げている。しかし、上記大阪高裁判決は、少年法第61条に違反した記事であっても、出版社が少年に対して直ちに民事上の賠償責任を負うわけではないことを示したに過ぎず、少年法第61条に違反する報道を正当化したわけではない。むしろ、同判決は、出版物の発行者は少年法第61条の趣旨を尊重すべきであると述べているのである。

当会は、新潮社に対し、同社の行為が少年法及び子どもの権利条約に反し、少年のプライバシー権及び成長発達権を著しく侵害するものとして強く抗議するとともに、今後、同社が少年の人権を侵害する報道を二度と繰り返さないことを、改めて求める。

また、すべての出版・報道機関に対して、少年法を遵守し、少年及び関係者の人権の保障に留意して報道を行うことを要望する。

2015年3月6日
東京弁護士会会長 高中 正彦

東日本大震災発生から5年目を迎えての声明

本日、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災から丸4年が経過し、いよいよ節目となる5年目を迎えた。被災地の復旧・復興及びまちづくりは未だ途半ばである。今なお、避難生活を余儀なくされている被災者の方は約23万人に及んでいる。丸4年という月日は、自治体間あるいは個人間に復旧・復興の格差という新たな問題を生じさせ、被災者・被災地が抱える問題はますます複雑化・深刻化している。

関東弁護士会連合会並びに東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）は、発災直後に、関東弁護士会連合会では東日本大震災災害対策本部、東京三弁護士会では災害復旧復興本部をそれぞれ立ち上げ、電話相談や避難所相談、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の相談、被災地への各種支援等を実施すると共に、国や地方自治体に対し、二重ローン問題対策、福島原子力発電所事故被害の消滅時効期間の延長を求める働きかけなどを行ってきたが、まだ解決されていない問題も多い。

まず、ほとんどの仮設住宅・みなし仮設住宅の期限は来年3月までとなっているため、多くの被災者・被害者が現に不安を抱えている。国と被災三県、そして避難先の各都道府県は、被災者の状況を調査し、できるだけ早急に使用期限を適切な時期まで延長すべきである。

また、いわゆる二重ローン問題が十分に解決されていない。当初1万件の利用が見込まれていた個人版私的整理ガイドライン

（被災ローン減免制度）の成立件数は、現時点で僅か約1200件である。その結果、戸建再建を希望していた被災者がこれを断念し公営住宅への入居を余儀なくされるなど、被災者の生活再建に悪影響を及ぼしている。更なる告知を行うなどして利用促進を促すと共に、立法化も含めた新たな制度を検討すべきである。

さらに、災害関連死が増加し続けているにもかかわらず、自治体毎の認定格差の問題が一向に解決されず、多数の行政訴訟が提起されるなど、丸4年という月日が経過したにもかかわらず、解決されていない問題は多数に及んでいる。

残念ながら被災地以外の地域では、震災及び原発事故の被害は厳然と存在するのに、社会的風化は進んでいる。しかし、関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会は、これまでと変わらず被災者・被害者の人権擁護のため、東日本大震災に関する諸問題の解決について、国や関係機関に対する積極的な提言を行うほか、今後とも被災者・被害者へ寄り添いながら法律相談などの支援活動をより一層力強く取り組むことをあらためて決意し、今後も全力を尽くすことをここに宣言する。

2015年3月11日

関東弁護士会連合会	理事長	若旅 一夫
東京弁護士会	会長	高中 正彦
第一東京弁護士会	会長	神 洋明
第二東京弁護士会	会長	山田 秀雄

労働時間規制の緩和に反対する会長声明

2015年3月2日、厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会は、同年2月13日付「今後の労働時間法制等の在り方について」と題する建議に基づいて諮問された「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」（以下「改正案要綱」という。）について、おおむね妥当との答申を厚生労働大臣に対して行った。この答申を受けて、厚生労働省は、労働基準法改正案を本年の通常国会に提出する予定である。

改正案要綱では、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェSSIONナル制度）」と称する、職務の内容や要件を満たした労働者について労働時間規制の適用除外とする制度（以下「新制度」という。）が創設されているが、その趣旨は、「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするため」と説明されている。

しかし、そのような改正の趣旨にもかかわらず、新制度の導入によって長時間労働がいつそう助長されるであろうことは、現行法において労働時間規制の適用除外とされている管理監督者の実労働時間が、規制を受ける労働者に比べて著しい長時間労働となっている実態からも容易に予見できるところであり、長時間労働を抑制し、労働者の命と健康を守り、ワークライフバランスの確保を図る理念に逆行する結果をもたらすというべきである。

現行労働基準法は、1日8時間1週40時間の法定労働時間を超える労働の禁止、労働時間が一定を超えた場合の休憩や毎週1回の休日を規定し、例外的に法定労働時間を超えた労働や休日労働をさせるには36協定を締結し、残業時間に応じた割増賃金を支払わなければならないこと、深夜労働にも割増賃金を支払わなければならないことを義務付けているが、この新制度によって、対象となる労働者について労働時間規制の適用をすべて除外すれば、労働者がどれだけ長時間労働や深夜労働をしても、使用者

は割増賃金の支払いを免れることができ、長時間労働に歯止めをかけることが不可能となる。

新制度の適用対象労働者の業務は、「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と成果との関連性が通常高くない」ものとされているが、抽象的な要件であるために拡大解釈のおそれがある上、具体的対象業務は省令で定めるとされているために法改正によらずに適用対象業務が拡大される危険性もある。

さらに、適用対象労働者の年収要件についても、「使用者から支払われると見込まれる賃金の額を1年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額の3倍の額を相当程度上回る水準」とされているものの、ひとたび新制度が導入されれば、なし崩し的に年収要件が引き下げられ適用対象労働者が著しく拡大していくおそれがある。

加えて、改正案要綱では、健康・福祉確保措置を講じることや、対象労働者の同意が要件とされているものの、健康・福祉確保措置は長時間労働の歯止めとしてはあまりに緩やかである。また、労働者が同意を拒否することも現実的には難しいと考えられることから、制度適用の歯止めとはなり得ない。

我が国では、長時間労働を原因とする過労死・過労自殺・過労うつが深刻な社会問題となっており、過労死等防止対策基本法が制定されるなど、長時間労働の解消が喫緊の課題となっている。このような中で、長時間労働の歯止めを失わせる制度を新たに設けることは、長時間労働をますます助長させ、労働者の生命と健康を脅かす事態を招来することが大いに懸念されることである。

よって、当会は、新制度による労働時間規制の緩和に反対する。

2015年3月18日

東京弁護士会会長 高中 正彦